HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ合衆国における政教分離の原則（８）（完）
Author(s)	熊本, 信夫
Citation	北大法学論集, 23(1), 133-198
Issue Date	1972-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16140
Type	bulletin (article)
File Information	23(1)_p133-198.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

アメリカ合衆国における政教分離の原則 (8)(完)

熊本信夫

目次

序
第一章　植民地時代
第一節　教会と植民地における政治の結合
第二節　教会と植民地における政治の分離
第三節　宗教的寛容と政教分離の原因(以上本誌一五巻三号)
第二章　修正第一条
第一節　修正第一条制定以前の状況
第二節　憲法第六条三項と修正第一条の制定
第三節　憲法第六条三項と修正第一条制定以後の状況(以上本誌一五巻四号)
第四節　修正第一条の解釈
第五節　修正第一条の成立と州への適用(以上本誌一六巻一号)
第三章　物質的援助の問題
第一節　宗教団体経営の施設に対する援助(以上本誌一六巻四号)
第二節　教区校児童に対する教科書等の供給問題(以上本誌一七巻一号)
第三節　教区校児童に対する無料バス輸送の問題(以上本誌一八巻二号)
第四節　教派所属教育機関に対する資金援助をめぐる判例と最近の立法(以上本誌一九巻一号)

第四章　宗教教育、および宗教的儀式に対する援助の問題
第一節　宗教教育における解放時間制と免除時間制
一　公立校による宗教教育に対する協力
二　州における立法、および判例
三　連邦最高裁の判例―マッカラム対教育委員会事件
四　連邦最高裁の判例―ゾラク対クラウソン事件
第二節　州における聖書朗読、祈禱の問題
一　問題の所在
二　禁止を否定する州
三　聖書朗読が定められた場合
四　聖書朗読を許容、または肯定した場合
五　聖書朗読が禁止、または否定された場合
第三節　連邦最高裁における祈禱の問題
一　エンゲル対ヴアイティル事件
二　ブラック意見、その他
三　判決の反応
第四節　連邦最高裁における聖書朗読の問題
一　アービントン学校区対シェンプ、およびマーリ対カーレット事件
二　クラーク意見、その他
三　判決の反応―憲法修正提案
第五節　国家と宗教の分離―その他の問題
一　公立校内での聖書配布
二　公立校における聖衣着用
三　宗教的信条を理由とする良心的兵役拒否
第六節　宗教活動の絶対性の要請と社会公共の利益に基づく制約の法理
結　び

第四章　宗教教育、および宗教的儀式に対する援助の問題

国家と宗教の関係についての次の問題は、前章で検討した国家による宗教活動に対する経済援助の問題についで、国家による宗教活動に対する精神的支援の問題といってよい。具体的には宗教教育、宗教儀式に対し、国家機関が公金を支出し、その活動を支持する際に発生する。この場合、公金の支出は実は実質的にほとんど問題となっていない。前章に検討した点を、国家による経済的援助、乃至有形の援助の問題と把握するとすれば、ここで検討する問題は、国家による精神的支援、乃至無形の援助の問題ということが許されよう。国家機関による宗教活動に対する支持、乃至維持は、積極的なものであれ消極的なものであれ、これを支援、乃至援助ということが可能であると思われるからである。

これらの問題は主として学校教育の場において生じている。具体的にあげると、公立校の内外での宗教教育、公立校での聖書朗読、主の祈りの問題がその中心をなす。これらのほか、公立校内での聖書配付、公立校教師としての聖職者の聖衣着用、宗教的信条を理由する良心的兵役拒否、宗教的理由に基づく休息日を定める日曜立法、公職就任、および法廷での宣誓、宗教上の理由に基づく教育内容の制限(具体的にはいわゆる進化論の指導禁止)、修得単位としての宗教教育をめぐる問題等がある。第三節で若干触れるところである。

これに対し、このような国家機関による宗教活動に対する直接的、間接的な支援、乃至援助の問題とは別に、宗教活動に対する国による制限の問題がある。いうまでもなくこれは宗教の自由の問題にほかならない。具体的には、宗教上の教義に基づき簡素な生活態度を維持する上から人間生活に必要最少限度の教育以外を拒否するアミッシュ(Amish)派と義務教育の要請、宗教儀式の一要素としての毒蛇、あるいは麻薬の使用とこれに対する制限、宗教的理由に基づく輸血の拒否と医療上の要請など、宗教行為の絶対的保障の要請と、社会公共の利益に基づく制約の原理の調和の問題である。宗教活動の自由に対する国による制約の問題は、本稿の主題と切り離して考えることはできないが、この点は問題の所在を第四節で指摘するにとどめる。

第一節　宗教教育における解放時間制と免除時間制

一　公立校による宗教教育に対する協力

公立校の内部において、または外部において行なわれる宗教教育、乃至礼拝につき公立校自体が協力体制を組む場合がある。ここで取りあげる解放時間別 (Dismissed time program) と免除時間制 (Released time program) の問題である。両者の区別は必ずしも厳密に可能なわけではない。判例、論文でもこの点を明確に意識していないものもあり、あるいは同じ性質のものと把握して論じている場合もある。たとえばコイパーはこの例である。[1] しかしジョンソン・ヨストによれば、解放時間制は公立校が宗教教育に児童が参加できるように週のうち一定の時間の学習時間を短縮し、児童を屋外に解放する場合をいうのに対し、免除時間制は右の制度がその後、宗教教育にあたる聖職者等を学内に招き、児童に一定時間学習を免除し、自由に参加させる方式を採用するところから (released time)という言葉が生れた、とする。[2] この場合、宗教教育に参加するかどうかの選択の自由は児童にある。

このほかサリヴァン(R.U. Sullivan)[3]によれば自由時間制(free time)があり、これは学習時間の前もしくは後、あるいは土曜に宗教教育をすすめるものであるが、ここではほとんど問題とはされない。

さて、州のレヴェルの判例にはこの両者の混同が著しいといえるが、後にあげる連邦最高裁の二つの判例は公立校の内と外の宗教教育を扱って顕著な区別を示していることからも、本稿ではジョンソン・ヨストの区別に従って両者を別のものと扱うことが適当と考える。

公立校と宗教教育参加の問題の起源は公立校教育が私教育に代って進められた時点にさかのぼる。宗教団体による教育は植民地時代以来の合衆国の教育の中心をなしていたといえる。一九世紀中葉以降の公立校の設立、拡充はごく少数の宗教団体による私教育の場合を除き、教育の中心を公教育としたといえる。かくて従来学校教育と結合して進められてきた宗教教育の機会は公教育の充実、拡大にともなって次第に失われた。宗教教育に対する公立校の協力は、このような歴史的事情を背景とする。

(1) P. G. Kauper, Frontiers of Constitutional Liberty, p.120.

(2) Johnson and Yost, Separation of Church and State in the United States p. 74.

(3) Ressell N. Sullivan, Religions Education in the Schools, 14 Law and Contemporary Problems 92, 93(1948). サリヴァンはイリノイ大学法学部教授。

二　州における立法、および判例

このような宗教教育に対する公立校の協力体制が裁判上問題とされるのは、以下にみるように主として一九四〇年代以降である。この場合問題は二つある。一つは宗教教育に対する不参加希望の児童の宗教の自由をいかに保護するかの問題であり、他の一つは右協力に必要な経費の支出をどう考えるかの問題である。後者は訴訟提起をする実質的な理由とされる例が多い。右二つの問題はいずれも修正一条の下での宗教の自由の保障の問題および政教分離原則違背の問題であること、いうまでもない。

〔1〕　まず一九二五年のニュー・ヨーク州の場合は、一週四五分間の宗教教育を行なうため、右時間の学習を免除し児童は各学校区内で学校より最も近い教会に出席し、出席の証拠として各学校で美術工作の時間内に作製されたカードに宗教教師が出席の認証を与え、これを学校に提出する形態がとられていた。すなわち、スタイン対ブラウン事件[1] Stein v. Brown (1925) である。

原告スタインはMount Vernon市で行なわれていたこの形態に対し、教会出席のための児童の学習免除の停止および市の費用によるカード作製の禁止をそれぞれ請求した。

裁判所は、一九二一年州義務教育法の下で児童に通学を義務づけられており、この制度の下で児童の教会出席のための学習免除が進められていること、この結果その教会へ教義の如何にかかわらずその教会の活動を優遇する結果となっていること、また公金を特定の宗教のコントロールをなしている活動のために使用することは州憲法九条四節に違反するものであり、出席カードの使用が特定の宗派にのみ向けて使用されるのではないとしても、このことは事件の性質をかえるものではないこと、また、これら宗教活動への児童の参加は児童の両親、教会、宗教組織の問題に属することであり、公立校外で学習時間外に行なわれるべきとした。(2) しかし裁判所は、州教育法八九〇節は、この実施を定める教育委員会法は州教育長によってのみ審査され得ること、納税者はこの行為の差止請求ができないこと、また憲法上の問題を決定する場合に適用できないことを定めている、とした。この判決では結局請求棄却となったが、裁判所の立場としてこの実施を違憲とする立場を明らかにしたことは注目してよい。

〔2〕 しかし二年後の一九二七年ルイス対グレイヴズ事件(3) Lewis v. Graves (1927) では、毎週三〇分あての宗教教育参加のため、学習免除を定める教育委員会規則の実施を停止するよう求めた納税者訴訟に対し、同州最高裁は、この制度実施のための公金の使用は州憲法違反となるほど著しいものではなく、かかる実施は学校当局の裁量に委ねられている問題であり、州教育法違反にはならない、とした。

ニュー・ヨーク州におけるこの解放時間制合憲判決は結局ところ学校当局の裁量の問題である、とされたが、この判決の持つ意味は大きい。一九四〇年に入り同州は広く解放時間制の採用をみるが、その基礎にはこの判決があったとみてよいだろう。(4) その後同州の解放時間制の実施にはプロテスタント、カトリック、ユダヤ教のメンバーから成る委員会が設置され、共同のカリキュラムが作られ交替でこの学外宗教教育にあたることとなる。この場合宗教教育プログラムに欠席した児童に不利益な扱いをしないこと、解放時間中右プログラムに出席するかわり児童が校内に滞留するよう特にすすめることはしない、の二点が注意すべき事項としてあげられている。

かくてこのニュー・ヨーク方式は同州内の他の都市において採

用されることとなる。(5)

(1) 211 N. Y. S. 822 (1925). この事件については、Note, Religions Instruction, 11 Minn. L. Rev. 571 (1927). がある。

ほかに Lewis V. Spaulding, 85 N. Y. S. 2d 682(1949), J. F. Kennedy, Jr., "Released Time" Religions Instruction of Public School Students, 10 U. Pittsburgh L. Rev. 409 (1949) および 11 Minn. L. Rev. 571 (1926—27). がある。

(2) Ibid., p. 824.

(3) 245. N. Y. S. 195 (1927).

(4) Johnson and Yost, op. cit. supra p. 79.

(5) Ibid., p. 18.

〔3〕 しかしこの解放時間制に対する批判が各地で示されるに至る。ペンシルヴェィニア州ハリスバーグ(Harrisburg)では一九四二—四三年の間、毎週一時間あて、この解放時間制が採用されていたが、一九四五年に至り中止された。その理由として教育委員会は、この計画を実施するには通常の学習時間が短縮されること、この実施に教師が責任を持たざるを得ないこと、この計画自体予期した効果をあげていないこと、とりわけこの実施によって、宗教団体間の軋轢が激化していること、をあげ、事後の継続を取り止めるよう勧告した。(1)

〔4〕 同様な傾向は一九四六年のメアリーランド州ボルティモア(Baltimore)の教育委員会においても示され、一般的に学校教育は望ましいとしながらも義務教育法の下での、この種の計画は不適当である旨を表明し、更にかかる計画を公立校が行なうことは政教分離原則に違背する結果を招く、としている。(2)

〔5〕 一九四七年五月のキャリフォーニア州サン・ディエゴ(San Diego)での、この計画をめぐる公聴会の結論も、児童の精神的、道徳的、知的、身体的発達は家庭、教会、学校の共同責任であることを前提としつつ、学校教育は教会の役割であり、この計画を継続する場合には全住民、あるいは更に全教会、または教会メンバーによる支持が得られないこと、従ってこの計画を中止し、家庭および教会が校外において宗教教育に一層の努力をするよう、指摘している。(3)

〔6〕 このような教育委員会等による中止の勧告に加え、ウイスコンシン州では、州法務長官は同様な計画につき、公費によりカードを準備し、これに公立校教師がたずさわるのは州憲法一条一八節に反する、とした。(4)

(1) Ibid., pp. 81-83.
(2) Ibid., p. 83.
(3) Ibid., pp. 84-85.
(4) Ibid., pp. 85.

〔7〕 解放時間制による学校教育が右にあげたいくつかの理由に基づき否定される傾向に対し、一九四六年のイリノイ州最高裁は、ラティマ対シカゴ市教育委員会事件[1] Latimer v. Board of Education of the City of Chicago (1946) において合憲判決を書いている。

〔8〕 キャリフォーニア州の場合は一九四三年州議会が州教育法にこの解放時間制を定めたところであるが、これを受けてロスアンジェルス市教育委員会は、各学校団体の代表から成る委員会を設置し、この計画を実施した。同委員会によればカードの設備等の費用は公立校が支払うこと、公立校と教会間の輸送費用に公立校は関係しないこと、計画不参加の児童は学校に滞留すること、をその内容としている。しかし一九四七年この制度がゴードン対ロスアンジェルス市教育委員会事件[2] Gordon v. Board of Education of City of Los Angeles (1947) において争われる。すなわち、州憲法一条四節は宗教活動、礼拝および宗教上の職務従事の自由を定め、同九条八節は宗派、あるいは教派設立の学校を維持するための公金の支出を禁じ、また宗派、あるいは教派の教義を直接、あるいは間接に公立校で教えてはならない、と定め、更に同四条三〇節は宗派、教会、信条、あるいは宗教上の目的を援助するために公金を支出し、あるいは物を供給してはならないと定めるが、この解放時間制はこれら憲法規定に反する、とされたのである。原告であるゴードンは、更に児童に対し宗教教育のために学習時間を免除することは宗教的偏見を助長し、児童、父兄の間に悪感情を惹起することとなる、と主張した。しかし州最高裁はこれを採用せず、州憲法、および州法のいずれも解放時間制を禁止していないこと、またかかる計画の採用は各教育委員会の裁量の問題であるとした。

このゴードン対ロスアンジェルス市教育委員会事件は従来認められてきた解放時間制合憲の理由づけをほとんどそのまま採用したといってよい。そこでは不参加児童の宗教の自由はほとんど問題にされてはいないし、また最大の問題である公金の支出についてはその金額からいって同様に問題にされていないといえよう。結局合憲判決はこれら二つの点を格別大きく取りあげることなく、解放時間別は各教育委員会の裁量の問題として認めたのであ

る。

（1）394 Ill. 228. 68 N. E. 2 d 305（1946）. 同市では一九二九年採用の解放時間制による宗教教育を週一時間実施していたものである。

（2）178 Pac. 2 d 488（1947）.

〔9〕このような状況の下で一九四七年のイリノイ州最高裁のマッカラム対教育委員会事件[1] Mc Collum v. Board of Education of school District（1947）が生ずる。

この事件では以上に述べてきた解放時間制と異なり、管内での学校教育が問題とされている。

事案は、プロテスタント、カトリック、ユダヤ教徒による宗教教育推進委員会が一九四〇年に組織され、シャンペイン郡第七一学校区との間に免除時間協定（Released time agreement）を締結し、公立校教室を使用し、両親の書面による要求に基づき、初級年次は三〇分、中級年次四五分、毎週学習時間を免除しこの指導にあてたものが争われた。原告マッカラムの子息は同地区の公立校第四年次に在学し、第一学期の右教育の実施には他の五人の児童とともに不参加、第二学期には唯一の不参加児童となり、他の児童が右プログラムに参加中、教師の監督の下に音楽室で正規の課業を継続した。この正規の課業実施中、他の児童が通りかかり、音楽教室で一人学習中の彼を嘲笑した。彼はこれを母に訴え、母の申立によりこの正規の課業は中止された。この後彼は密閉所恐怖症（laustrophobia）の徴候を示した。

このような状況の下で原告は、かかる宗教教育を公立校で行なうことは公金の違法なる支出にほかならず、右実施の禁止を求めて訴を提起した。同州巡回裁判所はこれに対し、校舎の使用は学校教育のための公金の直接的な支出ではないこと、右学校教育は児童の任意な意見を基礎としている故、右実施は個人の良心の自由を侵害してはいないこと、州憲法の保障する宗教の自由は個人の有する宗教的信条を国から干渉されることなく享受し得る権利をいうのであり、またこのことは特定の宗教を国が承認してはならないことを意味するが、このことは国が宗教的理想の承認を否定、あるいはこれに同意することを拒否することを意味するものではない、として被告教育委員会の立場を支持した。同州最高裁はこれを容認した。[2] そこで原告は連邦最高裁へ上告した。

（1）396 Ill. 14, 71 N. E. 2 d 161（1947）.

（2）Ibid., at 14-18.

三 連邦最高裁の判例—マッカラム対教育委員会事件

〔1〕 このマッカラム対教育委員会事件の連邦最高裁判決[1]ではブラックが裁判所意見を、フランクフアータがこれに賛成意見を、そしてリードが反対意見をそれぞれ書いた。上告人マッカラムは、

(1) 修正一条は同一四条を通じ州に対しても適用され、(2) 通常教育と宗教教育を組み合わせるのは修正一条に違反し、(3) 義務教育法の下で出席を義務づけられている公立校児童に宗教教育時間に出席させたり、または出席せざるを得ない状況を作り出すことは明らかに宗教に対する援助にほかならない。

と述べ、一九一〇年のイリノイ州最高裁の聖書朗読違憲判決[2] (People v. Board of Education, 1910) を引用した。これに対し被上告人は、

(1) 修正一条、一四条違反の主張は下級審でなされていないこと、(2) 法令の合憲性は右計画実施により直接影響を受けた児童のみが争い得るのであり、その父兄による代理は訴訟適格を欠き、(3) 修正一条は宗教教育のための公共財産の平等な使用を妨げるものではなく、(4) 任意に基づく宗教教育に便宜をはからうことは修正一条に反するものではなく、(5) 連邦憲法修正一条の国教条項は連邦政府にのみ適用されるのであって州に対して適用されないものであること、(6) 我々は無神論的、あるいは非宗教的国民ではなく、(7) 結局上告人の主張には理由がないばかりではなく、更に本件は納税者訴訟であるが上告人の租税負担が宗教教育のための校舎の使用により増加したことを示さないかぎり、本件租税負担が違憲であるとする理論に基づいて救済を求めることはできない、

と抗弁した。[3]

ブラック裁判所意見は本件免除時間制は公立校校舎内で宗教教育を行なうものであり、かかる選択時間制度は修正一条の分離原則になるとして、その理由を、「……義務教育法により正規の教育を受けるべく登校を義務づけられた児童は、宗教教育時間に出席することを条件に彼らの法的義務を免れ得るのである。このことは、租税により設立、維持される公立校が宗教的信念を宣布拡大する宗教団体援助のために利用されたことを疑いもなく意味する[4]」とした。ブラック意見は更に、先のエヴァソン事件[5]で同裁判官が述べた修正一条の定義を再び引用し、分離の壁を高く保たなければならないとする右意見を単なる傍論にすぎないとする被上告人の主張（右の(4)、(6)点に基礎を置く）に対し、

「……公立校の組織は、宗教教義、および宗教的理想を宣布するため……あるいはすべての宗教的信念、または宗派を

援助するために利用されてはならない」し、このことは「宗教、または宗教教育に対する政府の敵意を表明するものではない。……その理由は次の点にある。すなわち修正一条の趣旨は、宗教と政治をそれぞれの領域において独立させ、無関係なものとしておくことにより、両者がそれぞれの崇高な目的を達成するのに最善を尽し得る、という前提に立っているところにある。」従って、両者の分離の壁を高く、かつ侵され得ないものとして保つべきことが必要であり、本件では「公立校校舎が宗教教義の宣布のため利用されたのみならず、州は貴重な援助を宗教団体に対して与えた」[6]

と反論した。これにはラトリッジ(Rutledge)、バートン(Burton)が賛成している。

(1) 333 U.S. 203, 68 S.Ct. 461, 92 L.Ed. 649 (1948).
(2) 245 Ill. 334, 92 N.E. 251 (1910).
(3) 333 U.S. at 205-209, 92 L.Ed. at 651-655.
(4) 333 U.S. at 209-210.
(5) Everson v. Board of Education, 331 U.S. 1. (1947).
(6) 333 U.S. at 211-213.

ついで賛成意見を書いたフランクファータ(Frank furter)は、米国における教育の歴史から始めて要旨次のように述べた。初期においては教育は教会の教育を意味し、植民地の学校教育は宗教的影響の下に置かれていたこと、その後の公立校の発展につれ、修正一条、一四条の制定後州による宗教教育の促進を禁止する指導原理が憲法上確立され、このことは国民の宗教的信念をいささかも崩壊させるものではなく、公立校は、社会生活における宗教の基本的役割についての無関心、および宗教心を育成する手段としての宗教教育の排除を意味するものではない[1]、として最後にエヴァソン事件判決を引用し次のように結んだ。

「分離は分離であり、それ以外のものではない。教会と国家の間の関係を述べたジェファソンの比喩は、『分離の壁』をいうのであって、容易に越えられる線をいうのではない。……我々は、完全な分離が国家と宗教にとって最善のものであるとする信念に、国家の存在そのものを賭けてきたのである。[2]」

これにはジャックソン(Jackson)、ラトリッジ、バートンが賛成した。

続いてジャックソンは以下の点を留保しつつ裁判所意見に賛成した。すなわち、

本件が連邦最高裁の管轄に属するかどうか疑わしいこと。その理由は、本件自由時間制において上告人の子息に法的強制が

課せられていないこと、および納税者訴訟を支えるほどの費用の支出がなされていないこと、にある。前者についていえば、学校当局の要求により個人の自由が奪われ、これに反対する自由があるかどうか。本件では児童の参加は任意であり不参加の自由がある。従ってこの点からいえば出席が法的に強制されていたとはいえない。また後者についていえば、特定の宗教活動を直接、または間接に援助する目的で上告人に課税されたかどうか。本件での財政上の負担はほとんど問題にならず、先のエヴァソン事件でバス輸送費が問題とされた例とは異なる。このように考えると上告人の主張を維持する法律上の根拠は見出し得ないこととなる。

しかし、本件で問題とされているのは課税に関する財政上の問題ではなく、当該公立校で実施された宗教教育の停止、およびあらゆる形態での宗教教育禁止の是非にある。この点結局のところ教育における世俗的教育と宗教教育の接点をどこに置くかの問題といえる。この点について決定する上での法律上の根拠を求めることは不可能であり、我々自身の考え方如何にかかる問題(our own prepossessions)なのである。そしてこの場合、ジェファソンのいう「教会と国家の分離の壁」を法律上のものと考えるべきなのである。

ジャックソンは要旨、このように述べた。[3] ほかに賛成の立場に立ったのはダグラス、マーフイ、ヴィンソンである。

これら諸意見に対しリード (Reed) は、合衆国における歴史と伝統の中に生き続けている宗教の役割と宗教的慣習の例を詳細に指摘した後、本件の免除時間協定は国による宗教に対する援助として憲法に違反するようなものではない、として反対意見を述べ、次のように結んだ。

「……本裁判所は多年の経験に基づき我々の社会に滲透した慣習を覆えすほど神経過敏であってはならない。国は多くの人々によって与えられている重要な社会的問題を処理する場合、その立法に際して広範な活動の余地を有している。……憲法は国家的慣習を禁ずるように拡張して解釈されるべきではない。……また我々は、国民に受容された慣習と衝突するように、憲法上の保障を厳格に解釈することにより、宗教の自由の原理を追求すべきではない。過去の歴史の実際が憲法の意味を決定するのであって、その法文の意味の解釈が決定するのではない。[4]」

この判決は先のエヴァソン事件判決とともに合衆国全体に多くの論議を呼び起した。従来、多くの州において認められてきたこの制度が連邦最高裁で承認されたことは、いわばこの制度が憲法上保障されたことを意味する。ただこの判決は学外宗教教育を問題としているのであって、先にみた州の解放時間制の場合と事案

を異にする。この点に注意しておく必要がある。

（1）Ibid., at 213~230.
（2）Ibid., at 232.
（3）Ibid., at 232~238.
（4）Ibid., at 257.

〔2〕先の通学バス輸送を合憲としたエヴァソン事件について、この学内宗教教育違憲判決が出ると再び多くの議論が展開された。[1] 判決に反対の立場から憲法学者である。E・コウイン(E.S.Corwin)[2]は以下の批判を試みている。

(1) 本件の問題はこの自由時間制が上告人の宗教の自由を奪っているかどうか、にあるのであって、上告人の宗教の自由を侵害するような性質の国教の樹立の問題を含んでいないかぎり、国教樹立の問題は別の問題である。従って連邦最高裁判所に修正一四条を理由に、修正一条の規定する「連邦議会」(Congress)を「州」(state)と読み代え、同条の「国教を定めることに関する」(respecting an establishment of religion) 法律の禁止を州に対しても同様に適用されると解するわけにはいかない。[3] すなわち、「修正一四条に関するかぎり、州が宗教の自由を侵害しないかぎり公認の宗教を定めるについては完全に自由である。」本件についていえば児童は両親の承認と選択に従い、この計画に参加しているのであって、義務教育法の下で出席を強制されているとはいえない。[4]

(2) 判決は、反対意見を述べたリードが指摘しているように、教会と国家の間の「分離の壁」という言葉の形式 (a figure of speech) に基礎を置いている。

(3) この点を一応別としても、判決は修正一条の「国教を定めること」の意味する点につき、非歴史的な着想に基づいているように思われる。歴史上の記録によれば、「国教を定めること」の中心的思想は「他に対して特定のものを優先させる」(preference) という考えを内容とするものであって、宗教に対して公的権威が一般的に好意を示すことは、歴史を曲げて解釈しないかぎり、国教条項によって禁止されてはいない。疑いもなく連邦最高裁は過去においてしばしば行使したように、歴史を作りかえる権利は持たないのである。[5]

(4) 判決は現在四六州二、二〇〇の共同体で実施されているこの制度を違憲とすることにより、無用な混乱を引き起すにすぎないものである。

(5) 最後に民主主義は道徳的価値の体系であり、合衆国市民に関するかぎり、この価値の体系が宗教に基礎を置いていることは歴史の示すところである。この価値の体系を時代から時代へと伝達してきたのは家族、隣人、そして教会であり、今日では公立校の双肩にかかっていることは疑いのないところで、その役割を宗教的助力なしに達成することは困難なのである。[6]

右にみるようにコーウインの解釈は合衆国の歴史と伝統に基礎を置くものであり、その中で果してきた宗教の役割を重視するところから出発し、現在まで維持されてきた慣習を保持する立場に立っている。彼の修正一条、および一四条の解釈は、右の基本姿勢から導かれるもので、修正一条については特定の宗教、宗派に優先的取扱いは許されないが、歴史を基礎とした一般的好意の表明は禁止されないという点において非優先分離(No preference separation)の立場に立つといってよい。この点は先に触れた。しかし修正一四条の解釈については同条制定当時の基本的な立場から、修正一条は連邦議会に対するものとする姿勢を堅持し、州に対する適用の範囲を可能なかぎり狭く解するといえよう。このような立場は、基本的には正しいところであるが、先にみたように修正一四条の解釈をめぐる連邦最高裁の判決の傾向からいって、適当であるかどうかは問題がある。もっともこの点は修正一四条を広く解し、修正一条がそのまま州にも適用される方向で考える立場を今日的な意味でのナショナリズム、あるいは連邦主義の表明とし、これを州に対しては狭く適用されるべきとする立場を、セクショナリズム、あるいは州権主義の表明と考える場合には、コーウインの立場は後者に立つともいえる。

(1) R. Cosway and R. A. Toepfer, Religion and the Schools, 17 U. Cin. L. Rev. 117 (1948)., E. S. Corwin, The Supreme Court as National School Board, J. C. Murray, Law or Prepassessions, M. R. Konvitz, Separation of Church and State : the First Freedom, A. Meiklejohn, Educatioual Cooperation between Church and State, W. Mitchell, Religion and Federal Aid to Educatian, M. Paulsen, Preferment of Religions Institutions in Tax and Labor Legislation, C, Fahy, Religion, Education and the Supreme Court, R. N. Sullivan, Religious Education in the Schools, 14 L. & Cont. Prob. 1 (1949).

(2) E. S. Corwin, op. cit. supra pp. 19-21.

(3) なおコーウインについては拙稿「政教分離の研究と研究者」(北海学園法学研究七巻二号八七頁参照。Ibid., p. 20.

(4) Ibid., p. 19.

(5) Ibid., p. 20.

(6) Ibid., p. 21.

〔3〕 同様な立場に立って神学者であるJ・C・マレイ[1]は、先のエヴアソン事件、および本件で示された政教分離についての絶対分離主義は支持されないし、またされ得るものではないとする立場から次のように批判をする。

(1) 絶対分離主義は歴史的、政治的、あるいは法的に明白な証拠と理由から、また宗教的、社会的な健全な価値の理論から支持し得ない。

(2) この絶対分離主義の結果、問題の本質が誤解される。すなわち、宗教の自由を保障するための政教分離という、手段としての関係が害なわれる。

(3) 絶対的原理としての分離が冷酷に教育の分野に押し通されると、必然的な結果宗教の自由と両親の自然権に対する司法的な侵害が生ずる。

(4) 現在の宗教的、教育的状況においてこの侵害は特に有害である。

我々に現在まず必要なのは、修正一条の当初の政治哲学に立ち戻ることであり、第二に同条が制定された一七九一年当時と実質的に異なった現在の状況に対し、現実的な適用を考えるべき点である。(2)

〔4〕 法律家であるC・フェイは(3)児童の宗教教育に対する両親の責務を強調する立場から、これに対する教会と国家の役割を把握し、両者の間の協力関係が「分離の壁」の原則の下であってもみとめられる、とする。フェイは「分離の壁」は両者のあらゆる特定の協力関係を無効とする憲法上の原則ではなく、アメリカ政策の表明であるとする。彼は修正一条の分離原則、宗教の自由の保障の一般原則を前提としつつ、教会と国の関係は敵対的なものではなく、両親、および宗教団体がそれぞれの立場に立ってその責務を果す場合、国がこれに協力することが禁止されてはいない、(4)としてこの判決の結論に批判的立場をとる。

(1) J. C. Murray, op. cit. supra pp. 40-41. マレイについては前掲拙稿八六頁参照。

(2) Ibid., p. 40.

(3) C. Fahy, op. cit. supra p. 73-91. フェイは前掲拙稿八九頁参照。

(4) Ibid., pp. 84, 85.

〔5〕 これら判決に批判的見解に対してイリノイ大学教授のサリヴアン(1)(R. N. Sullvan)は解放時間制、免除時間制の、先にあげた州判決を検討し、本判決を支持する立場を次のように述べている。

(1) 修正一条は連邦議会に対して向けられていて州に対して向けられたものではないとする議論があるが、一七八九年に意味した言葉の表面的な解釈で本件の憲法問題は解決しない。この点は近年の最高裁判所が修正一条の意味を拡張して州に対して適用してきた点から考えるべきである。(2)

(2) 毎週の宗教教育が各地で広く採用され多くの支持を得ていること、および教育における完全な世俗化は我々の道徳、倫理

の基礎を教育する上に適当なものではないことは事実である。しかし他方、義務教育法の下で出席を強制されている児童が、両親の承認により特定の宗教クラスに出席する場合、その宗教に所属しないものとの間の違和感を生み出す点に注意しなければならない。更にこの特定の宗教クラスはその共同体において主流をなす宗派のコントロールの下に置かれ、少数の、あまり一般的でないグループが排除されることも見易い道理である。かかる要素は公立校が差別なく児童すべてに平等に利用されるとする考え方、およびすべてに平等な、という考えを否定する。(3)

(3) 本件で使用された費用は少額で問題とならないとする議論がある。しかし、問題は費用の点にあるのではなく、学習時間が免除され出席が事実上強制される状況となっている点にある。本件の中心的問題は学校内で宗派による差別が行なわれ、これが異なる宗教に対する誤解と敵意を生み出すところにある。(4)

(4) かくて修正一四条と結合した修正一条の意味するところは、国は宗教クラスを直接的に支えるため租税を使用できないこと、また宗教教育に強制的に出席させることは同様に禁じられている。(5)

このサリヴァンの見解は修正一条の分離原則について分離の意味そのものを積極的に論ずる立場からではなく、もっぱら少数者の保護という立場から判決に賛成をしている点に特色がある。

(1) Pussell N. Sullivan, op. cit. supra pp. 91-112.
(2) Ibid., pp. 106, 107.
(3) Ibid., pp. 107, 108.
(4) Ibid., p. 111.
(5) Ibid., p. 112.

〔6〕 このほか、アメリカ・ユダヤ教育協会のメンバーでもあるコーネル大学教授、M・R・コンヴィッツ(M. R. Konvitz)(1)が、教会と国家に関するカトリックの立場とジェファソン、マディソン、および連邦最高裁の立場には共通の基盤が存在しない、としつつ、分離は分離以外の何者でもないのであり、分離の壁は容易に越えられてはならないとする本件判決を引用し、判決に賛成の見解を示している。(2)

〔7〕 以上いくつかの見解に示されるように、この判決は多くの論議を呼んだ。そこでは歴史と伝統を前提とする立場からの本判決反対の立場、および分離原則を厳格に貫ぬく立場からの賛成の立場が示されている。一九四七年に出されたバス輸送合憲判決に続くこの違憲判決は、キリスト教を国民生活の基礎としてきたアメリカ社会の世論を二分したともいえる。しかしそこに判決に賛成、

反対という単純な立場のみがあるのではない。そのいずれとも決めかねる立場からの見解もある。この判決によって引き起されたアメリカ社会の深い苦悩の表明といってよいであろう。ウィスコンシン大学哲学教授のミークルジョン(A. Meiklejohn)[3]は基本的には判決に賛成する立場をとりながらもこの点を次のように述べている。

(1) 「宗教の自由」には「非宗教の自由」(Freedom of nonreligion)が含まれなければならない、という事実によって修正一条をめぐる議論は一層困難な立場に立ち至る。本件が違憲とされたのは非宗教的グループに対する特定の指導を計画した点にある。困難な立場の根源には、人が非宗教者であることを許容しつつも、彼が無信仰者であることを公的に表明する場合には、その行為を社会的に不適当であるとして、制裁を加えるような偽善が一般的に在存するのである。

(2) 「宗教の関与せぬ国家と政治の関与せぬ教会」という表現自体に示されているような、分離原則の実りのない消極主義によってアメリカの教育はその精神的支柱を奪われている。教育の目的にとって、重要な問題は教会と国家をいかに分離しておくかにあるのではなく、宗教的、および非宗教的多様グループが、それぞれの自由に適度の敬意を払いつつ一般福祉を増進するため、いかに協調し得るかにある。

(3) 宗教教育の問題の底辺には公的利益と私的利益の相違の問題が横たわっている。すなわち公共善(the common good)と多様な私的善(private good)の区別、関係が何であるかが明確にされないかぎり、政治的自由に関して何も理解することはできない。本件判決はこの基本問題をめぐる現在の混迷を解決するどころか一層深めている。[4]

(1) Milton R. Konvitz, op. cit. supra pp.44-60. コンヴィッツについては前掲拙稿八八頁参照。
(2) Ibid., pp. 59, 60.
(3) Alexander Meiklejohn, op. cit. supra pp. 61-72. ミークルジョンについては前掲拙稿八八参照。
(4) Ibid., 71, 72.

四　連邦最高裁の判例―ゾラク対クラウソン事件

〔1〕　右のマッカラム事件で違憲判決を書いた連邦最高裁は、その四年後、すなわち一九五二年に解放時間制につき合憲判決を出すこととなる。ゾラク対クラウソン事件(Zorach v. Clauson)[1]である。

事案は、ニュー・ヨーク市の解放時間計画に従い、児童が宗教センターでの宗教教育を受け、または奉仕活動に従事するため、両親の書面による要求に基づき、公立校が学習時間を短縮し、児

童を解放したもので、児童の父兄で同市の納税者たるクラウソンが訴えを起したものである。この計画では計画不参加の児童は学校に滞留し、教会は解放された児童のうち宗教センターに出席した者のリストを学校に報告することとなっている。また(2)この解放時間制では、公立校校舎は使用されず、出席カード作製費用等は宗教団体の負担とされている。これに対しニューヨーク州最高裁でマッカラムは、

(1) 学校の圧力と影響力が宗教教育計画の背後にある、
(2) 公立校教師が出席児童を監督している、
(3) 児童が学外に解放されている間、学業活動は停止する、
(4) 公立校がこの計画を支えているのでその協力なしにこの計画は効果を生じない、

と主張した。同裁判所はこの違憲無効の訴えを棄却した。(3) この州最高裁判決に対して多くのコメント、ノートが出され、深い関心が示されている。(4)

(1) 343 U.S. 306, 71 S. Ct. 679, L. Ed. 954 (1952).
(2) ダグラスが裁判所意見を書いたが彼はこれを(このrelease time)計画としている。343 U.S. 306. 本稿の基準によればこの計画の内容は明らかに dismissed time 計画である。ダグラスによれば先のマッカラム事件も本件もその本質においては等しいという認識に立っているのであろう。
(3) Zorach v. Clauson, 303 N.Y. 161, 100 N.E. 2d 463.
(4) Note, Separation of Church and State-New York Released Time Program (Zorach v. Clauson, 100 N.E. 2d 463); 39 Geo. L. Jour. 148, 25 St. John's L. Rev. 91 (1950); 1 Buffalo L. Rev. 198, 20 Fordham L. Rev. 328, 19 Geo. Wash. L. Rev. 716, 27 Notre Dame Law 120, 3 Syracuse L. Rev. 204, 20 U. Cin. L. Rev. 297, 14 U. Detroit L. Jour. 216, 37 Va. L. Rev. 1146 (1951): 16 Alabny L. Rev. 85, 37 Ia. L. Rev. 286, 1 Jour. Public L. 212, 25 Temp. L. Quart. 371, 61 Yale L. Jour. 405 (1952).

〔2〕

連邦最高裁に持ち込まれた違憲無効の訴えに対し、ダグラスが裁判所意見を述べ、ブラック、ジャックソンが反対意見を述べ、フランクファータがジャックソン反対意見に同調しこれに補足している。リード、バートン(Burton)、ヴィンソン(Vinson)、クラーク(Clark)、ミントン(Minton)はダグラスに従った。ダグラスは、本件の問題はニューヨーク市が修正一条の国教を定めることに関する法律を制定したが、自由な宗教活動を禁止したかどうかにあるとして、本件の解放時間制では宗教教育等が公立校に持ち込まれていないこと、学校を退出するかどうかは児童の希望に委ねられていること、この計画自体児童が宗教クラスに出席するこ

とを事実上強制しているとする主張があるがその証拠は記録上見当らないこと、公立校当局は両親の要求に基づき児童を解放するにとどまってそれ以上に出ないので中立を保っていること、事実上の強制があり教師がその役割を果しているとすればまったく別なケースが提起されたであろうこと、従って修正一条に関する右の問題提起はいずれも否定に解されるとした。

修正一条に関するダグラスの見解はこの判決できわめて明確に示されている。彼は「修正一条は教会と国家が分離されなければならないという哲学を反映しているものである点にいささかの疑いもない。修正一条はその範囲に含まれる問題につき例外を認めず、その禁止は絶対である」としつつも、「修正一条はあらゆる問題につき教会と国家が分離されなければならないことを意味するのではない」と述べ相対的な分離論を主張した。ダグラスによれば教会と国家の関係は相互に共同、結合あるいは依存しあってはならないが、他方両者が敵視し、疑信を持ち、あるいは非友好的であってもならないのであり、もしそうでなければ公共団体が宗教団体に警察、消防の役務提供をすることも、容認されないこととなり、国の公的場面において許容されてきた大統領による議会での祈禱、感謝祭の休日宣言、法廷での宣誓などは修正一条を嘲笑することとなるであろう、とした。(1) 彼は更に「我々は宗教的な国民であり、その制度は至高の存在を前提としている。我々は自己の選択に従い礼拝する。……自由を保証する国が宗教活動の必要性に応じて公的行為を調整することにより、宗教教育を促進し、あるいは宗教関係者と協力するのは我々の伝統に最もよく従うこととなる。それは我々国民の宗教的性格を考慮し、国民の精神的要求に対し公的役務を適応させる故である。これを否定することは、憲法が国は宗教団体に対し冷淡な無関心を示すべきと定めていると読みとることになる。このことは信仰者よりも無信仰者を優先することとなるであろう」(2)、と国による宗教活動に対する好意的態度を明らかにした。

結局彼の立場は信仰者と無信仰者につき、前者を優先的に取りあげ、国がこれに対し協力的態度を示すことが合衆国の伝統に合致すると考えるところにある。免除時間制を違憲とした先のマッカラム事件で多数意見に加わったダグラスは、この解放時間制では右のように合憲の立場で裁判所意見を書いたが、この点を彼は、前者では宗教教育が学内で行なわれたのに対し、後者では学外での宗教教育に学校の予定を調整したにすぎないとして両者の相違をあげた。彼のこの立場は、分離原則が国民の精神的必要に

応じ、国が公的活動を調整することを禁じていると解されないかぎり、分離原則の意味を右以上に拡張して解釈することはできないとする見解を示しているといってよい。かくて彼は「我々は権利宣言の中に宗教に対する右のような敵意の哲学を読みとることはできない」[3]と結び原審判決を認容した。

(1) 343 U.S. at 310-312.
(2) Ibid., at 313-314.
(3) Ibid., at 315.

〔3〕 これに対しマッカラム事件で違憲判決を書いたブラックは、宗教教育が校舎の内と外で行なわれたという相違は結果を異にするものではなく、両事件は同質のものであるとして反対意見を次のように述べた。

「ニュー・ヨーク州がこの義務教育法により……特定の宗派を援助し、非宗教者よりも宗教者を優遇すること……をこそまさに修正一条が禁じているところと考える。……問題は州がどれだけ深く立ち入ったかではなく、州が少なくとも立ち入ったかどうかにある。」

ダグラス意見が、米国民は宗教的国民であるとする立場に立っているのに対し、ブラックは、右態度は修正一条制定当時においては正しいが、「国家を宗教的分野から隔離し、国家を完全に中立に保つことによってのみ、各人の、またすべての宗派の、また無信仰者の自由が確保される」とする立場とは相容れないところ、とする。前者の態度は結局のところ裁判所が宗教教育を促進し、宗教関係者と協力する結果となり、国の中立性を放棄することを意味すること、そしてこの放棄は正統派の法的地位を高揚させ、非信仰者の法的地位を低下せしめるもので自由に脅威を与えるものであるとしている。[1] 右のように多数意見を批判した後、最後に、

「我々の宗教的自由の体系下では、人は国法をおそれた故ではなく彼らの神を愛した故に彼らの宗教的聖域に入った。彼らすべてのものの選択は、あたかも昔、日曜の朝の教会の鐘の音によってのみ動かされ礼拝の知らせに応えたものの選択と同じように自由であった。人の精神的な心はこのように、政府の重い手による、大なり、小なりの抑圧を受けることなしに、信ずること、信じないこと、あるいは疑うことに自由であった。このような抑圧を定める法律は打破されてきた。今日に至るまで裁判所は、信仰を持つものと持たぬものの間に不快な差別をすることを避けてまた。もし宗教者と無神論者がもはや法の下に平等な正義を裁判上保障されないとするならば、修正一条は多

くを失ったこととなる。」[2]

このブラック意見はマッカラム事件判決での彼の裁判所意見と同じ立場に立っていることはいうまでもない。彼の分離論は、信仰者と不信仰者、乃至無神論者の間にも修正一条の信教の自由の保障規定は及ぶ、とするところにある。この意味で彼の立場は精神的領域における絶対分離を主張するものといってよい。

〔4〕 フランクフアータは右ブラック意見につけ加え、本件では宗教教育が学習活動に代置されている点に問題があり、宗教教育と学習活動が平行して進められ、前者に欠席する者が学校に滞留しなければならないところに憲法問題を提起する理由がある[3]、として本件がマッカラム事件と同質であると述べている[4]。

ジャックソン反対意見も本件が出席強制をその実質的内容としている点で右フランクフアータと軌を一にする。彼は、本件解放時間制の本質が、一方では義務教育法により世俗教育を強制し、他方では宗教教育参加を条件に右強制から解放するとする点にあり、その一層の効果は、学生監督官(truant officer)が解放児童で宗教教育を受けない児童を再び教室に追い戻す制度から導かれ、これは児童にとって仮の拘留所(temporary jail)としての意味を持つとした。彼はまた無神論者に対する自由を否定する場合には宗教に対する自由を否定することとなるとし、神に返されるべきものがカエザルにより決定され集められるべきものではなく、「もし我々が世俗的義務教育に代わるものとして『正当に構成された宗教団体』を選定する州の権力と智恵とを認めるならば、同様に『正当に構成された』ものの中から真正な信仰を選ぶ権力と智恵を支持することとなることも論理的に導かれることとなろう[5]」として、本件が国家による正統な宗教、信念の確立に通ずるものであると述べた。解放時間制が結局のところ国による正しい信仰の確立につながる、とする見解はこのジャックソン意見が示すところであるが、この点を強調する立場からいえば、先のマッカラム事件と本件の基本的な相違としてあげられる公立校舎の内と外との区別は本質的なものとはならなくなるであろう。いずれの事件も国家による正統性の保障が問題とされるべき故である。

(1) 343 U.S. at 317-318.
(2) Ibid., at 320.
(3) Ibid., at 320-322.
(4) Ibid., at 322-323.
(5) Ibid., at 324-325.

〔5〕 この判決が出されると同年に多くのコメント、ノートが出さ

れたほか、[1] プェファアー、[2] コイパー[3] などはマッカラム事件との同質性を指摘し、その他ゾラフ(F. J. Sorauf)は「解放時間制の支持者がこの判決の中の寛大な意見を更に押し進めて新しい政策を導くようになるだろう。かような判決は宗教を援助する新しい目的と一層の進展を促進する政治的、憲法的風土を創造することとなる」として将来の危険性を指摘している。[4]

プェファアー、コイパー、[5] そしてほかにカーランド(Kurland)、[6] およびジョーンズ(Jones)[7] の指摘する同質性は、両事件とも宗教教育を促進する上に公立校の組織が利用されたとする点にある。かくてゾラク事件での多数意見は結局、エヴァソン、マッカラム両事件で主張された修正一条のいう分離の厳格さ、および絶対性というものをかなり弱める結果になったとされる。コイパーは、このゾラク事件が絶対分離の適用を避け、アメリカ社会における教会と国家の適度な相互関係を前提とした分離原則の樹立をはかることとなったと把握し、これを「調和の原理」(the accommodation theory)と呼んだ。[8] すなわち彼は、エヴァソン事件でのバス輸送における公費援助を否定し、国は中立とする立場からの「無援助、中立の基準」(the no-aid and neutrality)を前提としつつも、このゾラク事件におけるダグラス意見は右基準の厳格な直線的な適用を避け、現実に根ざしたプラグマテイックな調和をはかったものと把握している。コイパーの指摘するこの「調和の原理」は、修正一条の要求する政教分離の原則は、自由条項と国教条項の両者の解釈と適用から考えられるべきものであり、それは結局のところ秩序の問題である、とする見解を前提としているといってよい。[9] かくて彼は、この原理が導く二つの特質をあげる。

第一は修正一条の解釈において、長く受容されてきた歴史的な慣行を考慮に入れていること。これら慣行はたとえば軍隊附属牧師、礼拝用等の使用に供せられる家屋、財産の免税、議会における祈禱、貨幣に鋳刻された国民の宗教的性格、大統領の感謝祭宣言、および公的場における祈禱があげられるが、これらは憲法原理としての政教分離の意味を明らかにする上に役立つこと。

第二はこの調和の概念は信教自由条項に対する国教条項の限界を明らかにする上に意味を持つ。このことは両者がそれぞれ独立した積極的な意味を持つ憲法上の制約であり、国教禁止の原理が宗教活動の自由を危険に落し入れるように用いられることはできないとする仮定を導く。すなわちこの点は、宗教活動の自由を保障した信教条項の存在は国が宗教の自由を積極的に保護する立場にあり、これを優先的に取扱うことが可能である、とする結論を支持することとなる。この結果宗教の自由の優先

的な取扱いは宗教的理由に基づく特権を認め、これを要求することとなる。しかしかる宗教の自由の優先的取扱いは厳格な「中立の原理」[10]の立場と一致するものではない。しかし「無援助の原理」、および「中立の原理」は宗教の自由の完全な享有をはかる上に十分ではなく、かくて「調和の原理」が潜力的、実際的な意味を持つこととなる。この立場はW・カッツ(W.G. Katz)のとるところでもある。[11]

(一) Note, "Released Time" Held Valid If School Buildings Not Used (Zorach v. Clauson, 72 S. Ct. 679); 19 Brooklyn L. Rev. 134, 2 De Paul L. Rev. 116, 35 Marq. L. Rev. 385, 28 N. D. L. Rev. 222, 25 Rocky Mt. L. Rev. 104, 4 Syracuse L. Rev. 157, 21 U. Cin. L. Rev. 481, 9 Wash. and Lee L. Rev. 213(1952); 15 Ga. B. Jour. 363, 31 Tex. L. Rev. 327(1953.

(2) L. Pfeffer, Released Time and Religious Liberty : A Reply, 53 Mich, L. Rev. 91 (1954).

(3) P. G. Kauper, Released Time and Religious Liberty : A Further Reply, 53 Mich. L. Rev. 233 (1954).

(4) Frank J. Sorauf, Zorach v. Clauson, ; The Impact of A Supreme Court Decision, 13 Am. Pol. Sci. Rev. 791 (1959). ほかにこの制度を扱ったものに Note, The New York Released Time Program, 50 Mich. L. Rev. 1359 (1952) ; Note, Validity of Released Time Programs, 28 Wash. L. Rev. 156 (1953) ;Note, Limitations on State Power to Give Material Aid and to Compel Conduct with Respect to Religion- "Released Time", 26 So. Calif. L. Rev. 186 (1953); Note, Constitutionality of Utah Released Time Program 3 Utah L. Rev. 329 (1953).

(5) Kauper, CIVIL LIBERTIES AND THE CONSTITUTION, pp. 15-19.

(6) Kurland, RELIGION AND THE LAW, pp. 86-90.

(7) Jones, "Church-State Relations : Our Constitutional Heritage," in RELIGION AND CONTEMPORARY SOCIETY (ed.) by Stahmer, p. 190.

(8) Kauper, RELIGION AND THE CONSTITUTION, pp. 67-70.

(9) Ibid., 69,

(10) コイパーは政教分離につき判例を分析し、「無援助の原理」(no-aid theory)、「厳格な中立の原理」(the strict neutrality theory)、および「調和の原理」(the accommodation theory) の三つを区分する。Ibid., 71,

(11) Wilber G. Katz, Freedom of Religion and State neutrality, 1953 U. Chi. L. Rev. 426 (1953).

第二節　州における聖書朗読、祈禱の問題

一　問題の所在

公立校における聖書朗読の実施は、公立校制度の発展にともない、それまで宗教団体が主として担当してきた教育を公立校が行なうことにともなって以来各地で進められる。最も初期の立法は一八二六年マサチューセッツのものといわれるが、[1] 二〇世紀に入るとペンシルヴェィニアをはじめ多くの州がほぼ同様の趣旨の法令を制定[2]し、その後聖書朗読のほか、主の祈り（the Lord's Prayer）が広く一般的にゆきわたることとなる。後に触れるようにこれらの立法は州、市、町などさまざまなレヴェルで進められるが、その内容は聖書朗読のみ、主の祈り、讃美歌斉唱を含むものなど、[3] いろいろであるがその原理はほぼ同様といってよい。[4][5]

これら聖書朗読の制度を取り入れた結果、種々の問題が生じてくる。その主たるものは、

㈠、聖書朗読は宗派の教育（instruction）にならないか。

㈡、聖書は宗派の図書といえるか。

㈢、教師が聖書朗読とその研究に向けた時間は宗派目的のための公金の支出を意味しないか。

㈣、聖書朗読、讃美歌の合唱、主の祈りの唱和は宗教儀式とならないか。

㈤、朗読時間への出席が事実上強制されている場合、これは連邦・州憲法に保障された宗教の自由を侵害することとならないか、

㈥、聖書朗読に際して、プロテスタント、カトリック、ユダヤのいずれのための聖書が使用されるか、

の点にある。第二節では、第三、第四の各節で触れる、引き続き連邦最高裁に持ち込まれた事件を除き、州のレヴェルでの聖書朗読、祈禱をめぐる判例、立法を中心に検討を加えこの分野での基礎的状況を明らかにしたい。

(1) Johnson & Yost, op. cit. supra p. 33.

(2) たとえばペンシルヴェィニア（1013）、テネシー（1915）、ニュー・ジャージ（1916）、アラバマ（1919）、ジョージア（1921）、メイン（1923）、ケンタッキー（1924）、フロリダ、アイダホウ（1925）、アーカンソー（1930）、コロンビア地区（1921）など。

(3) David Fellman, Separation of Church and State in the United States : A Summary View, [1950] Wis. L. Rev. 427, at 450 (1950).

(4) 一、注釈なしで行なうもの（たとえば Ark., Fla., Ky., My., Mass., N.J., Pa.）、二、児童から質問ある場合には両親、保護者に対する調査を参考にしなければならない

（たとえば Ida.）、三、朗読中、両親の希望により免除規定を置くもの（Ala., Del., Fla., Me., Pa. は免除規定を持たない。これに対し Ga., Ida., N.J., Tenn. は免除規定を持つ。また Ky., Mass. は免除規定を持たないが、児童が躊躇する場合には両親の要求に基づいて事実上免除される）、四、児童は朗読中注意を払わなければならないが、礼拝は自由である（Me.）。これらの州の規定は教師に朗読を要求するが、その違反に対して教師資格の剝奪、または解職、あるいは公立校運営資金の受給資格の停止などがある。Johnson Yost, op. cit. supra pp. 33-34.

(5)　たとえばアラバマ（Ala. Laws, 1919, Act 459, Sec. 1）は「聖書からの朗読を……」、デラウェア（Del. Laws, 1923, chap. 182, Sec. 2）は「少なくとも聖書からの五節を……学校の朝礼の際に読まれなければならない」、ペンシルヴェィニア（Pa. Statutes 1931, Tit 24, Sec. (555)）は「聖書から少なくとも一〇節を……」、ジョージア（Ga. Political Code 1926）は新、旧約聖書を含む聖書から一章以上、アイダホウ（Ida. Law of 1925, chap. 35）は標準米国定訳聖書から教育委員会の準備した二〇—三〇節を、その他、新旧約聖書の朗読に加えて詩篇、箴言、山上の垂訓、主の祈りに強調を置く場合（メイン、1931）などがある。Ibid., p. 35.

二　禁止を否定する州

これに対し公立校での朗読を禁止してはならないと特に定める(州)[1]があるが、そこでは朗読は教育委員会、または教師の任意に委ねられるものと考えられている。

また朗読を認めない州があるが、そこでも「Bible」や「Bible reading」の語を用いて憲法、または法律で明示して禁じているわけではない。[2] いうまでもないが、聖書朗読の問題は、連邦、および州憲法の定める信教条項に違反するところとならないかどうか、にあり、この点をめぐって一八五四年、メイン州の、ドナヒュー対リチャーズ事件[3] Donahoe v. Richards (1854) が提起されて以来、後にみるように各地で多数の訴えが起され今日に至っている。これらの州における聖書朗読（主の祈り等を含む）の問題はおよそ三つの範疇に区分することが可能である。すなわち、(1)　聖書朗読を立法、または教育委員会等の決定に基づく行政命令によって定めている場合、(2)　聖書朗読を許容する立法、または教育委員会等の裁量に委ね、あるいは事実上朗読が行なわれていたのを裁判所が認めた場合、(3)　憲法、または立法により禁止され、または裁判所が憲法に違反すると判断した場合、である。

(1) たとえばインディアナ、アイオワ、キャンザス、ミシシッピ、ノース・ダコタ、オクラホマ、サウス・ダコタの各州では、制定法中に規定された禁止を示す法令中の用語も、公立校での新、旧約聖書の朗読を否定するように解釈されてはならないとする。これらのうち、アイオワ、ノース・ダコタの両州は朗読中の児童の出席免除規定を持つ。Johnson & Yost, op. cit. supra p. 35.

(2) Ibid., p. 35.

(3) 38 Me. 376 (1854).

三 聖書朗読が定められた場合

公立校における聖書朗読等を州法により、または教育委員会等の決定に基づく規則により定めている場合、州最高裁の判決の多くはこれを合憲としてきた。メイン、マサチューセッツ、ケンタッキ、ジョージア、コロンビア地区、ニュー・ジャージ、テネシーの諸州である。これらの理由は、

。「聖書を教科書として使用したのであり教科書の選択権は教育委員会にあり、その行使の範囲は限定されているものではない」〔1〕、ドナホー対リチャーズ事件(1) Donahoe v. Richards, Me., 1854)、

。「朗読、および主の祈りが行なわれている間、他の信仰を有する児童には単に平静と礼穣を求めているにとどまるのであってそれ以上のものではない」〔2〕、スピラ対ワバン市民事件(2) Spiller v. Inhabitants of Waburn, Mass. 1866)、

。「特定の宗派の教材が用いられないかぎり朗読は宗派的なものではなく、注釈なしに読まれる場合にはこれを宗派的なものとはいえない」〔3〕、ハケット対ブルックスヴィル学校区事件(3) Hackett v. Brooksville Grand School District, Ky., 1905、後述の〔16〕、ただし〔16〕は立法で要求されたものではない)、

。「教会と国家は完全に分離されているのではない」〔4〕、ウィルカーソン対ローマ・市事件(4) Wilkerson v. City of Rome, Ga., 1921 ただし反対意見は憲法違反とする)、

。「憲法自身がこれを認めている」〔6〕、ドレムス対教育委員会事件(5) Doremus v. Board of Education, N. J., 1950)、

などあげられ、聖書朗読を定める立法〔1〕、〔2〕、〔6〕は規則、〔4〕は条例でただし〔3〕は明らかでない)を合憲としている。コロンビア地区(6)〔5〕は判決はないが行政命令によってこれを定めた。更に最近のものとしてカーデン対ブランド事件(7) Carden v. Bland〔7〕がある。その理由は右にほぼ尽されているといってよい。

(1) 〔1〕、Donahoe v. Richards, 38 Me. 376, (1854). では、教師によって命じられた新約聖書朗読を拒否し、このため退学処分を受けた児童の父兄がこの朗読の違憲性を争ったもの。裁判所は、教科書として欽定英訳聖書を使用する

とする規則は礼拝の自由、良心の権利を侵害するものではなく、たとえ児童が異なる宗教的見解を持っていたとしてもこの規則はすべての児童を拘束するものとして違憲とはいえないこと、教科書の選択権は委員会にある、とした。

(2) 〔2〕、Spiller v. Inhabitants of Woburn, 94 Mass. 127, (1866). 朝礼の際、朗読と主の祈りを行ない、生徒は黙禱することを定めた委員会の規則に反し、原告の娘は頭を下げずそのため退学にされた。裁判所は、委員会は児童の良心の呵責を引き起し、宗教的良心に反する儀式に参加することを要求する命令を出す権限はなく、これを行なうことは憲法（Const. of Mass., Part I, Art.2）違反であるとする立場に立ちつつも、本件での委員会の行為は宗教的儀式に当らず、単に平静と礼儀を要求したにすぎず、しかも児童は両親の要求によりこれを免除され得るのであり、かような事情の下では児童の追放は正当化される、とした。

(3) 〔3〕、Hackett v. Brooksville Graded School District, 120 Ky. 607, 87 S. W. 792 (1905). ローマ・カトリック教徒である原告が公立校の聖書朗読、主の祈りは公金による宗派に対する援助になるとしてその停止を求めたもの。裁判所は、聖書は特定の教派の教義が教えられないかぎり憲法（Const. of Ky., Bill of Rights, Sect. 5, 189.）にいう宗派的なものといえないこと、また児童の出席は強制されず学校は礼拝の場所でなく、教師は聖職者でなく、また申立のなされた祈禱は憲法、州法（Ky. statutes, 1930, Sect. 4368）にいう宗派的なものとはいえないとした。

(4) 〔4〕、Wilkerson v. City of Rome, 152 Ga. 763, 20 A. L. R. 1535 (1921) 市条例は、欽定訳の新・旧約聖書の一部を註釈なしで朗読し、主の祈りをなす旨を定め、これを実施した。原告は右条例の執行は児童に聖書の指導をなすこととなり、これはカトリック、およびユダヤ教徒の信念に反するとして右条例の停止を求めたもの。裁判所は、同州は他の植民地州と同様に教会と国家は完全に分離されてはいないこと、また憲法の創設者も両者を完全に分離すべきとは意図していないのであって、単なる朗読の謹聴と短い祈禱は良心の侵害にはほど遠いとした。しかし Hines 裁判官は、問題の条例を憲法違反とし、市の理事会がこの憲法（Const. of Ga., Art. 1, Paragraphs 12. 14）によって保障された良心の権利を侵害し、干渉することは許されないのであり、当該市条例は学校に礼拝の場所を設け信仰の自由を侵害していると指摘した。更に同裁判官は、宗教の自由にはまったく礼拝しない自由を含み、右条例執行の際に要望により免除されるからといってこの条例を合憲とするわけにはいかないとした。また、このような聖書朗読はプロテスタントに好意を示すものであり、その活動を援助することとなるとした。

(5) 〔5〕、Doremus v. Board of Education, 5 N.J. 435, 75 A. 2d 888 (1950). 一九一三年州法は「旧約聖書から少なくとも五節が註釈なしで読まれ、または読まれるようになされなければならない。……宗教的奉仕、または行為が公金を受領している学校で行なわれてはならない。ただし聖書朗読、主の祈りは別とする。」と定め、教育委員会はこれに基づき、朗読と主の祈りを公立校で行なわせた。これを違憲とする訴えに対し裁判所は、全員一致で修正一条によって至高の存在が否定され、または政府による神の承認が抑圧されるわけではなく、修正一条は憲法自身が神の存在と権威、およびこれらに関する先例を尊重するよう定められたものであるとした。なお同事件は連邦最高裁へ上告されたがジャックソン裁判官ら六人は原告適格欠如を理由にこれを却下した (342 U.S. 429, (1952))。ダグラス、リード、バートンの三人は納税者または両親はこのような公立校の行為に対し、訴訟提起の利益があると反対した。この点については第三部参照。

州最高裁判決については、Note, Statute Requiring Reading of Old Testament by Teacher in Public Schools Not An Establishment of Religion 〔Doremus v. Board of Education (N. J.) 75 A. 2d 880〕; 5 Ark. L. Rev. 431; 3 Baylor L.Rev. 456; 19 Geo. Wash. L. Rev. 345; 13 Ga. B. Jour. 360: 64 Harv. L. Rev. 666; 34 Marq. L. Rev. 297; 5 Rutgers L. Rev. 553; 2 Syracuse L. Rev. 371; 25 Temp. L. Quar. 89 (1951).

(6) 〔6〕、District of Columbia では同地区教育委員会が行政命令 (By-Laws and Laws of the District of Columbia Board of Education, 1926, chap. 6, Sec. 4) に基づき「教師は、朝礼の一部として、ノートまたは註釈なしに聖書の一部を朗読し、主の祈りを復唱し、児童の適切な歌唱を指揮しなければならない。」と定め朗読等を要求した。出席免除規定はない。

(7) Carden v. Bland, 199 Tenn. 665, 288 S. W. 2d 718 (1956) は公立校における聖書朗読を合憲とする。これについては Note, Bible Reading in Classrooms Approved, 19 Ga. B. Jour. 227 (1956) 6 Am. U. L Rev, 51; 24 Tenn, L. Rev. 883; 55 Mich. L. Rev. 715 (1957).

四 聖書朗読を許容、または肯定した場合

次に州憲法が公認の宗教を定めることにつき禁止規定を有し、州法もこれに従った規定を置きながら、聖書朗読はその中に含まれないとして特に許容する場合、または教育委員会の裁量に委ねた場合がある。前者にはビラード対トペカ教育委員会事件(1)〔8〕、Billard v. Board of Education of Topeka, Kan. 1904)、後者にはファイファ対デトロイト教育委員会事件(2)〔12〕、Pfeiffer v.

Board of Education of Detroit, Mich., 1898)、カプラン対ヴァージニア独立学校区事件[3]〔13〕(Kaplan v. Independent School District of Virginia Minn., 1927)、ネスル対ハム事件[4]〔14〕(Nesle v. Hum, Ohio, 1895) がある。これらの事件で州最高裁（ただし〔14〕はオハイオ州地方裁判所判決）はいずれも朗読等を合憲と認めている。また、州立法は朗読を特に定め、または許容しているわけではないが事実上行なわれていたのに対し、州最高裁がこれを認めたものにチャーチ対バロック事件[5]〔10〕(Church v. Bullock, Tex., 1908)、ヴォルマ対スタンレィ事件[6]〔11〕(People *ex rel.* Vollmar v. Stanley, Colo., 1927)、ルイス対ニューヨーク市教育委員会事件[7]〔15〕(Lewis v. Board of Education of the City of N.Y., 1935) がある。ただしこの〔15〕の場合、州司法長官は朗読を違憲とする立場を表明していたものである。これらキャンザス、ミシガン、ミネソウタ、オハイオ（ただしオハイオの場合後述の〔18〕で州最高裁は違憲の立場を先に表明している）、テクサス、コロラドゥ、ニュー・ヨークの各州で示された合憲判決の理由は、

- 「聖書は道徳の最も高貴な理想を有し、これに倣うことは市民の最高の理想であり」〔8〕、〔11〕、および〔13〕、ただし〔13〕には反対意見がある)、
- 「聖書を読むことは道徳、愛国心、国民の宗教的情操を発展させるのであって宗派間の論争を導くものではなく、朗読は個個の教師の、または教育委員会の裁量に委ねられており、両親の意見に反しないかぎり違憲とはいえない」〔9〕、〔11〕、〔12〕、〔14〕、
- 「学校を憲法の意味する宗教団体、または礼拝の場とするものではない」〔9〕、
- 「聖書からの直接の朗読をしたのではなく抜き書をしたものの朗読にとどまる」〔11〕とされている。

(1) 〔8〕、Billard v. Board of Education of Topeka, 69 Kan. 53, 76 Pac. 422, 66 L. R. A. 166, 105 Am. st. Rep. 148 (1904). 主の祈り、および聖書を用いた朝礼出席を拒否したため退校させられた事件。州法 (Revised Statutes of Kan., 1923, ch. 72, Sec. 1772) は「宗派的、または宗教的教義が公立校で教えられてはならないが、……新・旧約聖書朗読を禁止するものと解釈されてはならない」と規定している。判決は朝礼の際の右行為をもって公金の違法な使用といえないこと、憲法 (Art. 6, Sec. 8, 20) 州法の規定は聖書朗読を否定するものと解されないこと、更に公立校の統一組織の確立により知的、道徳的、科学的……進歩を促進する義務が州に課せられており、聖書は道徳のもっとも高貴な理想を含むものでありこれに従うことは市民の最高の理想である、とした。

(2) 〔12〕Pfeiffer v. Board of Education of Detroit, 118 Mich. 560, 77 N. W. 250, 42 L. R. A. 536 (1898).
聖書の抜き書き集である「Reading from the Bible」が註釈なしで使用されたのに対し、その中止を求めて提起された事件。多数意見は、朗読は州の教育委員会の裁量権の範囲内にあり、しかも本件では直接聖書の朗読が問題とされたものではなく、原告の権利が侵害されたといえないとした。これに対し反対意見は、多数意見が正しければ聖書のみならずキリスト教の教義、その他すべての形態が学校で教えられるべきこととなり、またキリスト教のどの部分が教えられるべきであるかを決定するのが学校当局であることとなると述べた。

(3) 〔13〕、Kapaln v. Independent School District of Virginia, 171 Minn. 142, 214, 214 N. W. 18, 57 A. L. R. 185 (1927). 教育委員会が聖職者協会の希望に従い各教室に聖書を備えつけ、校長が旧約聖書からのみ朗読個所を選択し、朝礼の際にその朗読が行なわれたもの。これは両親の要望に基づきその時間中教室を出ることが認められた。州憲法一条一六節、および八条三節違反を理由に右行為の差止め請求に対し裁判所は、聖書朗読は高い道徳、倫理的基準を児童に植えつけるためのものであって教育を目的とするものではないとした。

(4) 〔14〕、Nessle v. Hum, 1 Ohio N. P. 140 (1895) オハイオ州の場合、後に触れる〔18〕の事件で州最高裁は違憲判決を一八七二年にしているところである。その二三年後の一八九五年、聖書朗読を定める教育委員会の規則につき、同州民事裁判所 (Count of Common Pleas) は聖書朗読の問題は学校当局者の裁量に委ねられた問題であるとした。

(5) 〔10〕、Church v. Bullck, 104 Tex. 1, 109 S. W. 115, 16 L. R. A. (N. S.) 860 (1908). 無神論者なる原告 Church、および二人のカトリック教徒、二人のユダヤ教徒が、聖書朗読、主の祈り、讃美歌斉唱を朝礼の際に行なうよう定める教育委員会の決議の廃止を求めたもの。判決は右決議の実施は学校を宗教団体とするものではなく州憲法一条六節に違反する公金の支出にはならないとした。

(6) 〔11〕、People *ex rel.* Vollmar v. Stanley, 81 Colo. 276, 255 Pac. 1927). 欽定英訳聖書を註釈なしに朗読し、児童はその間教室に滞るよう定めた教育委員会の決定をカトリック教徒が争ったもの。デニソン裁判官 (J. Denison) が意見を述べ、要望に応じて児童は出席を免除されること、聖書朗読は他人の宗教の自由を侵害するものでもなく、その実施は学校を礼拝の場とかえるものでもない、としつつ、更に、聖書は宗派的な図書ではなく、多くの図書の集大成されたものとした。

(7) 〔15〕、Lewis v. Board of Education of the City of N. Y., 157 Misc. 520, 285 N. Y. S. 164 (1935)、一九二七

年同州司法長官は公立校での聖書朗読は州憲法九条四節に違反すると宣言した。一九三六年、納税者ルイスは教育委員会によって許容されていた聖書朗読の差止めを求めた。しかし州最高裁は註釈なしの聖書朗読は州憲法に違反しないとした。なお、ニュー・ヨークでの主の祈りについて合憲判決がある（Engel v. Vitale, 16 N. Y. 2d 174, 176 N. E. 2d 579 (1961 なお後述)。これは後に連邦最高裁で違憲とされた。

五　聖書朗読が禁止、または否定された場合

以上のような聖書朗読を許容、乃至合憲とする立法、州最高裁判例の一群に対し、これを否定する立場のグループがある。これには訴訟は提起されていないが憲法、または州法の規定からいって聖書朗読等が禁止されていると考えられるアリゾナ(1)〔16〕、キャリフォーニア(2)〔17〕、ネヴァダ(3)〔22〕、ニュー・メキシコ(4)〔23〕、ユータ(5)〔24〕、ワィオミング(6)〔28〕の各州と、州最高裁判所により違憲とされたイリノイ(7)〔19〕、ルイジアナ(8)〔21〕、オハイオ(9)〔18〕、ネブラスカ(10)〔20〕、ワシントン(11)〔26〕、ウィスコンシン(12)〔25〕、およびサウス・ダコタ〔27〕の各州がある。

この前者の場合の憲法規定は、「宗派の教育」(sectarian instruction)〔16〕、〔22〕、〔23〕、〔24〕、「宗派または教派の教義」「sectaion or denominational doctrine)〔17〕、〔28〕、「宗教上の礼拝、儀式、および教育」(religious worship, exercise, or instructruction)〔24〕、「宗派的信条、および教義」(sectarian tenets or doctrines)を学校または公けの施設において行ない、または教えてはならないとする。また、前者の場合の州法の規定は、「宗派的図書の使用、宗教的儀式」〔16〕、「宗派的性格を有する出版物」〔17〕、「宗派的性格の図書、小冊子、印刷物」〔19〕、〔22〕、「無神論的、異端的、宗派的、宗教的、および教派的教え」〔24〕を使用し、行ない、配布し、または教えてはならないとする。ただ右の憲法規定の存在がただちに聖書朗読等の禁止を意味するか、といえばこの点はなお問題がある。先に(4)、(5)で触れた合憲判決を下した州の場合でも右にあげた憲法規定と同様、乃至はほぼ同様といってよい規定があることはこの点を示している。この点は州立法についてもほぼ同様のことが妥当する。従って右にあげた各州の場合、憲法、州立法のことがある実態として聖書朗読等が行なわれていないことを意味するものではない。

さて聖書朗読等を違憲とした判例の理由づけは、

。「教師による註釈つきの朗読は憲法の意味する礼拝となる」〔19〕、リング対教育委員会事件(7) People *ex rel.* Ring v. Board

of Education, Ill., 1910)、

。「朗読はカトリック教徒に対する差別ではないがユダヤ教徒の良心の権利の侵害となる」〔21〕、ハロルド対学校区委員会事件[8] Harold v. Parish Board of School Directors, La., 1915)、

。「キリスト教が公平な保護を越えて政府の援助を求めるときにはそれはキリスト教自体を否定するものである。歴史は両者が完全に分離すべきが最もよいことを示している」〔18〕、シンシナティ教育委員会対マイナ事件[9] Board of Education of Cincinnati v. Minor, Ohio, 1872)、

。「教師の指導下にある聖書朗読等は実質的に強制されたに等しい」〔20〕、フリーマン対シェヴ事件[10] State *ex rel.* Freeman v. Scheve, Neb., 1902)、

。「先例によりすでに公金支出禁止条項に違反するとされている」〔26〕、クリセロ対ショウウォルタ事件[11] Clithero v. Showalter, Wash., 1930)、

。「出席免除が許容されるとしても、このような実施は憲法の保障する平等原則に違反し、他の生徒との関係で不利益を与える」〔25〕、ヴァイス対学校区委員会事件[12] Weiss v. District Board, Wis., 1890)、

。「朗読に反対する児童の出席が事実上強制された」〔27〕、フィンガ対ウィードマン事件[13] State *ex rel.* Finger v. Weedman., S. D., 1929) とされている。

(1) 〔16〕、アリゾナ州憲法は「宗派の教育は……いかなる学校内の教育においても行なわれてはならない」(Const. of Arizona, art, 11, sec. 7)。また州法 (Revised Code of Arizona, 1928, sec. 1044) は「学校内で宗派的、または教派的図書を使用し、宗派の教義を指導し、宗教儀式を……行なってはならない」とする。

(2) 〔17〕、キャリフォーニア州憲法は「……公立校ではいかなる宗派、または教派の教理、あるいは教育が直接、間接教えられ、または行なわれてはならない」(art, 9, sec 8) と定め、州法 (Code of Cal., sec. 1672) は「宗派、分派、教派の性格を有する出版物が学校内に配置され、または使用されてはならない」とする。朗読が争われたのではなく高校の図書館に聖書を購入した点が争われた事件で、裁判所は欽定英訳聖書は宗派の図書ではなく、またそのような単なる図書の購入は教義を指導するためとはいえないとした (Evans v. Selma Union High School, 193 Cal. 54,222 Pac. 801, 31 A. L. R. 1121 (1924)。

(3) 〔22〕、ネヴァダ州憲法 (art, 11, sec. 9. 10)、および州法 (Nevada Compiled Laws, 1929, sec, 5754) は右キャリフォーニアの場合〔17〕とほぼ同様である。

(4) 〔23〕、ニュー・メキシコ州憲法 (art. 12, sec. 9)、および州法 (New Mexico Statutes Annotated, 1929, ch. 120, sec. 1102) も〔17〕と同様であるが、州法には「教師は宗派

または教派の図書を使用してはならないとする規定がある。

(5) 〔24〕、ユータ州憲法（art. 10. sec. 13）、州法（Utah Laws, 1921, ch. 95, sec. 2.）の禁するところである。

(6) 〔28〕、ワイオミング州憲法（art, 1, sec, 19, art, 7, sec. 12）は公金支出禁止規定、および宗派教育、宗派的信条、教義の導入禁止規定を持つ。

(7) 〔19〕、People *ex rel.* Ring v. Board of Education, 245 Ill. 334, 92 N. E. 251, 29 L. R. A. (N. S.) 442, 19 Ann. Cas, 220 (1910). 教師による註釈つきの朗読は憲法の意味する礼拝となるとして、更に児童の強制的参加につき Dunn 裁判官は「ケンタッキ、キャンザスの判決〔3〕、〔8〕は児童が出席を強制されなかった点を考慮に入れているが、……生徒の宗教的信念を理由として他の生徒が参加する儀式からその生徒を除外することは彼の仲間から彼を引き離し、独りで教室の中に残し、他の生徒との平等を確認し、宗教的な恥辱を受けさせ、学校での不利益を受けさせることとなる。……もし宗教教育、または儀式が生徒、または両親の宗教的信念に相反する故にその生徒をこのような宗教教育、または儀式から除外しなければならないとしたら、それはとりもなおさず憲法の禁ずる宗教教育、または儀式にほかならない」と述べ、少数者の権利を保護した。

(8) 〔21〕、Harold v. Parish Board of School Directors, 136 La. 1034, 68 So. 116 (1915). 聖書朗読はカトリックに対する差別とはならないがユダヤ教徒の良心の権利を侵害するもの、として註釈なしの朗読を定めた教育委員会決議を無効とした。

(9) 〔18〕、Board of Education of Cincinnati v. Minor, 23 Ohio. St. 211 (1872). 一八七二年シンシナティ市教育委員会は、公立校での聖書朗読と宗教教育の禁止、朝礼を聖書朗読で始めるとする規則の無効を決議した。朗読者がこれを争って右決議執行の停止を求めた。州最高裁は全員一致で、朗読者は学校の管理と支配に干渉する権利を有せず、教育委員会が決議をなし、その執行を求める権限を有するとした。Welch 裁判官が意見を述べ「キリスト教が単なる公平な保護を越え政府の援助を求めるときにはそれはキリスト教自身を否定するものである。……歴史は我々に両者は一層広範に、完全に分離されるべきが最も望ましいことを示している」とした。なお〔14〕参照。

(10) 〔20〕、State *ex rel.* Freeman v. Scheve, 65 Neb. 853,91 N. W. 864 (1902). 教育委員会の許可を得て、朗読、讃美歌、主の祈りからなる朝礼は教師の指導下に行なわれたのであって事実上の強制がある、とされた。

(11) 〔26〕、State *ex rel.* Clithero v. Showalter, 159 Wash. 519, 293 Pac. 1000 (1930). 原告は、週二回の宗教教育と毎日

の聖書朗読を定めるよう州教育委員会に請願した。教育委員会がこれを拒否したため同趣旨の内容を命ずる判決を求めたもの。州最高裁は、聖書朗読についてはすでに Dearle v. Fragen, 102 Wash. 369 (1918). により、州憲法の公金支出禁止条項に違反するものとして否定されているとして棄却した。

(12) 〔25〕、State *ex rel.* Weiss v. District Board, 76 Wis. 177, 44 N. W. 967 (1890). 欽定英訳聖書が教科書リストに載っており、これに基づき朗読されたもの。州立法 (Wis. Laws, 1883, Ch. 251, Sec. 3) は「宗派的思想を植えつける傾向を有する教科書を使用してはならない」と規定しており、これに基づき右使用差止請求につき州最高裁は、聖書朗読は宗教教育になること、たとえ生徒が出席を免除されてもこのような実施は憲法の保障する平等原則に違反し、他の生徒との関係で不利益を与える結果になるとした。

(13) 〔27〕、State *ex rel.* Finger v. Weedman, 55 S. D. 343, 226 N. W. 348 (1929). カトリック教徒の児童が欽定英訳聖書朗読を拒否して退校処分を受けた。同州では註釈なしの聖書朗読を許容する立法があるがこれには免除規定がない。処分を受けた児童の復校には書面による謝罪が要求された。州最高裁は、州の平和と安全は青年の道徳、健全な宗教的信念によって増進されること、公立校の聖書の朗読はこれらの育成に本質的なものとする立場を示しつつも、欽定英訳聖書の朗読に反対するカトリックの児童の出席が強制されることは許されない、とした。この結果復校の条件としての書面による謝罪の必要性を否定した。

第三節　連邦最高裁における祈禱の問題

一　エンゲル対ヴァティル事件

以上にみたように州のレヴェルにおける朝礼の際の聖書朗読、祈禱、ならびに讃美歌の斉唱に対する州最高裁の諸判決は合憲、違憲の二つに区別される。かくて連邦最高裁の統一的見解が待たれる状況となった。このような状況の下に一九六二年のエンゲル対ヴァティル事件[1]は祈禱の問題を、翌一九六五年のアービントン学校区対ンェンプ、およびマーリ対カーレット事件[2]は祈禱のほか聖書朗読の問題を、そしてこれら二つの判決の結果を確認したといえる一九六四年のチェンバリン対ディド・カウンティ事件[3]は右の二つの問題を、それぞれ連邦最高裁に持ち込んだといえる。これらの事件を通じ連邦最高裁は、伝来の慣行を維持すべきとする要請と、この慣行を放任することによって引き起される少数者の権利侵害の保護の要請の間に立ってその選択を迫られたこととなる。宗教の自由を求めた移住者によって創始された国家において、国民が宗教的性格を有するというのはダグラスのいうところ

の自然であり、他方宗教の自由を求めるが故に異端の自由を保障せざるを得ないことは論理の必然であり、かくて連邦最高最は宗教的国家における真の宗教の自由の意味を問われることとなったともいえよう。

(1) 次項註(1)参照。

(2) Abington School District v. Schempp ; Murray v. Curlett, 374 U. S. 203, 83 S. Ct. 1790, 10 L. Ed. 2 d 965 (1963).

(3) Chamberlin v. Dade County, Board of Public Instruction, 377 U. S. 402, 84 S. Ct. 1272, 12 L. Ed. 2d 407(1964).

さて一九六二年のエンゲル対ヴァイティル事件[1] (Engel v. Vitale, 370 U. S. 421 (1962)) の事案は次のようなものである。

一九五一年ニューヨーク州評議会 (New York State Board of Regents) の提案に基づき、ニュー・ハイドパーク学校区教育委員会は、右評議会の指導下に作成された非宗派的な祈禱（いわゆる Regents Prayer) を朝礼の際に用いるよう当該学校区管内の校長に命じた。評議会によれば各教育委員会が右の提案を採用するかどうかは任意に委ねられていた。この祈禱文は、

「全知全能の神よ、我らは汝に依りて生きることを感謝し、我らに、我らの父と母に、我らの教師に、そして我らの国土に汝の祝福を恵み給わんことを」[2] (Almighty God, we acknowledge our dependence upon Thee, and we beg Thy blessings upon us, our parents, our teachers and our country.)

とするものである。

このような州評議会の提案が発表されると、この是非をめぐって多くの論争を招くこととなる。[3] もとよりその実施にわたっては、不参加の自由を認めるなど少数者の信仰の自由に対する配慮が試みられたが、ニュー・ハイドパーク教育委員会が一九五八年七月にこの制度を採用した後、翌五九年一月には同学校区児童の両親により、この制度が彼ら自身および児童の信仰、宗教および宗教的行為を侵害するもので修正一条に違反する、としてその差止め請求が提起された。

第一審のニューヨーク高等裁判所 (Supreme Court) は祈禱の宗教的性質を是認しつつも、児童は祈禱の朗唱を強制されず、沈黙のままとどまるか、または出席免除が認められる条項が存在する故、かかる行為を違憲とはいえない、とした。[4] 控訴部 (Appelate Division) はこれを是認し、[5] 同州最高裁 (Court of Appeals) では二裁判官の反対意見を除き多数意見は第一審判決を支持した。[6]

その理由は、

㈠ 本件祈禱は非宗派的なものであり、すべての信仰を含むこと、㈡ 生徒には不参加の自由があること、㈢ 修正一条は修正一四条の適正手続条項により州に対して適用されるが、長く続いてきた慣習はこの適正手続に欠けるとはいえないこと、㈣ 我々は宗教的な国民であり、公立校から祈禱を追放することは宗教に対する敵意を表明することとなる、

とするものであった。

(1) Engel v. Vitale, 370 U.S. 421, 82 S.Ct. 1261, 8 L. Ed. 2d 601 (1962). この判決については最近、堀部政男「教会と国家の分離」(「アメリカの政治」、一九六七年東大出版会所収二四四頁以下) において、また山田卓生「信教の自由—最近のアメリカにおける展開—」(「基本的人権5各論Ⅱ一九六九年東大出版会所収五六頁以下) において邦訳、紹介が試みられている。

(2) この祈禱文の用語の素直な意味からいえば(acknowledge)は「認める」であって、「なんじに依り頼むことを認め」(前掲堀部訳、同二八五頁)、または「あなたによっていることをみとめます」(前掲山田訳、同五六頁) が適当であろう。ただ筆者はこれを、合衆国の建国以来の歴史においてみられるこの種の祈りの形態とその役割から本文のように受けとめることとした。

(3) この制度を提案した評議会は、今日の無神論的生活様式の中にあって多くの少年非行から少年達の道徳強化、向上を目的に公立校制度を最大限活用しようとしたことは疑いない。(P. B. Kurland, The School Prayer Case, in WALL BETWEEN CHURCH AND STATE (ed.) by D. Oaks (Univ. of Chicago Press, 1963). p. 148.)。これに賛成する派はいうまでもなくプロテスタント、およびカトリックの多くの教会関係者からのもので (A. P. Stokes and L. Pfeffer, CHURCH AND STATE IN THE UNITED STATES (Harper and Brothers, 1965) p. 377)、これに対しユダヤ教関係者は反対の立場に立ったといってよい。

(4) 191 N. Y. S. 2d 453, 18 Misc. 2d 659, (1959).

(5) 11 A. P. 2d 340, 206 N. Y. S. 2d 183, (1960).

(6) 10 N. Y. 2d 174, 176 N. E. 2d 579, (1961).

二 ブラック意見、その他

右判決に対し原告Steven Engel等は、教育委員会がこの祈禱文の使用を求め、公立校でこれを使用することは教会と国家の分離の壁を破ることとなり、修正一条に違反する、として連邦最高裁にその差止めを請求した。これに対し、一九六二年六月二五日、連邦最高裁は六対一で原判決破棄差戻の判決を下した。(1) ブラックが代表意見、スチュアートが反対意見、そしてダグラスが賛成意

見を書いている。ブラックの意見は要旨以下のようである。

我々は、ニュー・ヨーク州がこの祈禱の朗唱を奨励するため公立校制度を利用することにより、国教禁止条項に相反する方法を採用したと考える。この方法が宗教活動であることは疑いの余地はなく、全能の神を祝福するための神聖な信仰と祈願を厳粛に表明することにほかならないのである。

我々は、政府の計画の一部として公立校でこれを唱和させるため、祈禱文を作成することが政府の役割とは考えない。

宗教上の礼拝のため政府が祈禱文を作成し、これを朗唱させるような方法こそが初期の植民者の多くを英国から去らしめ、アメリカに宗教の自由を求めさせた理由の一つである。英国国教会の祈禱書（The Book of Common Prayer）は、国教であり租税で運営されている英国国教会で使用すべき祈禱文と宗教儀式の公認の形式、および内容を詳細に記載している。この祈禱書に関する議論とその内容がどうあるべきかの議論が当時の支配層によって決定され、その決定が国教会で受け入れられ、承認された形式となり、この形式を他に強制し、支配層相互間の闘争を招き、ついには英国の平和を破壊することとなった。

更に右の英国内での有力グループによる解釈と、その、他への強制が英国内の平和を破壊したのみならず、アメリカ植民地での不寛容の原因でもあった。すなわち英国国教会に最も強く反対したグループが自分達の祈禱文を法文の中に書き現わすためこの国の植民地において支配権を獲得した時に、彼らは自分達の宗教を植民地の公定の宗教とするための法律を定め、これを実施しようとした。これは歴史の不幸な事実である。

憲法採択時期までに、この国の歴史は教会と国家の結合の危険性が広く知られるようになった。我々の建国者は修正一条、および修正一四条を制定して、政府の権能、威信のいずれも、祈禱の種類を規制し、擁護し、左右されるために用いられることはないように、また国民の宗教が政権の交替によって政府の圧力で変更されることのないように、またこのような保障が連邦のみならず州に対しても同様に及ぶようにとする立場から、政教分離と宗教の自由を定めたのである。国教禁止条項、および宗教自由条項は相互に重複することはあるが、両者はそれぞれ宗教の自由につき二つの異なった保障を定めている。すなわち、前者は、政府の権限、威信、および財政上の支持が、ある特定の宗教の背後に存在する場合には、宗教的少数者に対し公的承認を受けた宗教に服従するよう間接的に強制する圧力が生ずることのないよう定められたのである。本来政府と宗教の結合は両者をそれぞれ破壊、堕落させる傾向を持つが、国教条項はかかることの生じないよう定められたほか、公定の宗教と宗教上の迫害が相ともなった過去の歴史の経験に鑑み、かかる組織的な宗教上の迫害を完全に除去するために定められたものである。

問題の、教育委員会の祈禱を定める州法は右の国教禁止条項の目的、および条項そのものと矛盾する。

宗教上の礼拝を定める州法を禁止するように憲法を適用することは宗教と祈禱に対し敵意を示すものであるとする議論がある。これほど誤った考えはない。人間の歴史は宗教の歴史と切り離すことはできない。その歴史のはじめから多くの人々が「この世の人々が考える以上の多くのことが祈禱によってもたらされる」と信じてきたといっても過言ではないだろう。人々がヨーロッパにおける公式の認められた国教、および宗教上の迫害を離れ、みずからの選ぶ言葉と時と場所により神に祈るためにこの国に移住したのは、右の考えを信じた故であった。

過去の政府が、人々に政府の望む宗教的思想のみを語らせ、また政府の望んでいる神の名のみを唱和させるため人々の発言を制限してきたことを知っているが故に、我々の憲法、権利宣言の採択者達は憲法を定め、かかる恐怖を除去しようとしたのである。従って、この国の政府が公式の祈禱文を書き、あるいは承認したりすることを止め、このような宗教的な職務を国民、および宗教上の指導にたずさわる人々に委ねるべきである、とすることは宗教に対する冒涜でも、敵意を示すことでもない。(2)

ブラック裁判官は要旨以上のように述べ最後にマディソンの言葉を次のように引用した。

「我々の自由に対する最初の経験に基づき警告を発することが適当である。すべての他の宗教を排除しキリスト教を国教とすることができる権威は、同様に容易に他のすべての宗派を排除し、キリスト教の特定の宗派を国教とするかも知れないということを理解できないものがあろうか。また市民に対し、その財産から三ペンスだけを特定の宗派を公定するため献金させることのできる権威が、同じ権威によりあらゆる場合に彼を他の宗派に従わせるかも知れないということを理解できないものがあろうか。(3)」

(1) Engel v. Vitale, 370 U.S. 421 (1962).
(2) Ibid., at 423-433.
(3) Ibid., at 436.

ダグラスはこの判決において賛成意見を書き、その中で本件の場合、州が宗教活動に対し財政援助をするものであるかどうか、の角度からこの制度に反対の意を表明した。彼はまず祈禱について、祈禱を権威づけること自体は歴史的意味での国教を定めることとはならない、とした後、「だが一度政府が宗教的礼拝に財政援助をすると、それは我々の共同体に分裂的な影響をもたらすこととなる。……我々の権利宣言の下では自由な行動が我々の生

活において宗教を活動的な力とするために与えられているのである。しかし、もし宗教的感化、および影響を与えるものが我々国民の問題に影響を生じさせるようなものである場合には、それは個人や団体によってなされるべきものであって、政府によってなされるべきものではない。」……と述べ、かかる祈禱を州が定めることに反対した。[1] 裁判官ホワイトは審理、および判決に不参加。フランクファータは判決に不参加。クラーク、ウォーレン、ハーラン、そしてブレナンが多数意見に加わった。スチュアート(Stewart)は、祈禱の朗唱を希望するものにこれを許容するのは国教を定めることとなるものではない、とする立場から唯一の反対意見を表明した。彼は「この祈禱を唱和するものにこれを否定することは、彼らに我々の国家の精神的遺産を受け継ぐのを否定することとなる」と述べ、多数意見の英国国教会の祈禱書についての見解は「本件について何の解決にもならない。のであり、またアメリカの初期の宗教の公定化とその排斥の歴史も「何の解決にもならないのであって、問題は……児童が祈禱に参加することによってその一日を始めたいとすることを禁止すべきかどうかにある。……ここで争点に関連があるのは、一六世紀の英国、または一八世紀のアメリカにおける公定の教会の歴史ではなく、我々の政府の制度や官吏の(行為の上に)実際に反映している国民の宗教的伝統の歴史なのである。[2]」とした。

彼は更に、裁判所における開廷の際の祈禱と起立、祈禱によって開始される両院の開会、大統領就任の際の神の加護と援助の要請、一九三一年に議会によって承認された国歌「星条旗」(The Star-Spangled Banner)第三節の「天の加護する我国土に勝利と平和の祝福あれ、我々を一国民として形成し、かつ維持してきた神の力を讃えよ!我らの大義正なる時、我々は征服に赴かかざるべからず、『我ら神をこそ信頼す』は我々のモットーなり」とする一連の神への言及、一九五四年の「国旗に対する忠誠の誓い」(The Pledge of Allegiance to the Flag)の中の「すべてに対し、自由と正義をもって、神の下なる、一つの不可分の国家」の句の付加、一九五二年の、大統領による「祈禱の日」(A National Day of Prayer)宣言を定める法律の制定、そして一八六五年以来の貨幣の「神をこそ我ら信頼す」の銘をあげ、これらにより「私は裁判所、議会、および大統領が憲法に違反して国教を定めたとは信じないし、またニュー・ヨーク州が本件において公的宗教を定めたとも考えない」とし、最後に「この両者がなしてきたところのことは、高く抱かれ、深く浸透した精神的な伝統……を認め、それ

に従ってきた」のである、と結んだ。(3)

(1) Ibid., at 444.
(2) Ibid., at 446.
(3) Ibid., at 450.

三 判決の反応

〔1〕 この判決が出された翌日、すなわち六月二六日の新聞は一斉にトップ・ニュースとして「最高裁学校祈禱を禁止」を第一面に掲げ、(1) 引き続き世論、議会、法律学者の間に多くの議論を呼び起すこととなる。これらの中で、この判決が合衆国の伝統を根底から破壊するものである、とする立場からの激しい非難がある。市民生活における宗教の役割を重視する側からのこの非難は、たとえばアラバマ選出下院議員アンドリューズ (G. Andrews) の、「彼らは黒人を学校に入れたが、今度は学校から神を追い出した」、(2) リヴァース (M. L. Rivers) の、「裁判所は公式に全能の神への不信を表明した」、(3) そして全米知事会議の、ニューヨーク州知事を除く全員による、この判決を否定する憲法改正要求決議の採択(4)などに示される。

このような風潮の中でカトリック教徒としての大統領ケネディはこの判決についての感想を求められ、憲法原理の下での最高裁判決支持の要請を指摘した後、「我々にはきわめて容易な救済方法がある。それは自分自身で祈ることである。我々は家庭でより一層多く祈ることができ、教会により真剣に出向き、子供の生活における祈りの真の意味を強調することができる」(5) と述べた。この見解は判決を全面的に支持するという積極態度を表明したものといえないことは明らかであって、最高裁の役割とその判決に対する尊重という憲法原理の下での強い要請からもたらされた、いわば判決に対する対応策としての発言として意味があるといってよい。もとよりケネディの右の見解は政教分離—宗教の問題は私的な問題であって政府が介入すべきではない—の意味を適切に、しかし間接的に表明したものであることはいうまでもない。このような大統領の配慮は、ニュー・ヨーク・タイムズ等(6)の判決賛成意見、ニュー・ヨーク・ジャーナル等(7)の反対意見にみられる世論の二分化に調和を求めたものということもできよう。

(1) Theodore Powell, The School Prayer Battle, Saturday Review (April 20, 1963) p. 62.
(2) Stokes and Pfeffer, op. cit. supra p. 379.
(3) Ibid., p. 379.
(4) Ibid., p. 379.
(5) Powell. op. cit. supra p. 63.

(6) ほかにニュー・ヨーク、ヘラルド・トリビューン、ニュー・ヨーク・ポスト、ワシントン・ポスト、セントルイス・ポストディスパッチ等。

(7) ほかにボストン・グローブ、ロスアンジェルス・タイムズ等。Ibid., p. 142.

〔2〕 右の世論の動向とは別に連邦議会では、以前から議論のあった公立校における主の祈り、および聖書朗読を許容するための憲法修正が問題とされていたところであった。一九六二年六月二五日のこのエンゲル事件判決はこのような議会の動向を一層刺激することになった。翌二六日、ニュー・ヨーク州選出の共和党、下院議員ベッカー（F. Becker）はこの第八七議会に、後にいわゆる「ベッカー修正案」（The Becker Amendment）として知られる憲法修正案の最初のものを、まず決議案として提出する。公立校、およびそれ以外の公的場所における、祈禱を認めるとするこの決議案のほか、下院では同様な四四の決議書が提出され、いずれも司法委員会に付託された。しかし公聴会を開くまでに至らず、一九六二年一〇月一三日第八七議会の閉会によりこれらはすべて廃棄となった。(2)

これに対し上院では五つの提案がなされた。これらには憲法修正提案が三、判決の見解に賛成の決議案が一、含まれる。ミシシッピ州選出上院議員の民主党員イストランド（James Eastland）は憲法には公立校のほか、公的場所における祈禱と聖書朗読を禁ずる規定は存在しない、とするほか州の個有の権利の存在を強制するもので、(3) 同じく上院議員ビール（J. Glenn Beall）はこれを公立校の場に限定したもの(4)であった。ところで両院はその合同決議において、右イストランドの提案とほぼ同様の内容を持つ「議会の意思」を表明し、任意の参加は国教条項違反とはならない旨を明らかにした。(5)

両議院決議が、この特定の教派に偏よらない祈禱（a nonsectarian prayer）をあげたのに対し、上院は、一定時間の宗教的黙想（a prayerful meditation）を公務員の指導なしに行なうことは修正一条違反とはならないとする単独決議を行なっている。

上院は先の五憲法修正案を上院司法委員会に付託し、一九六二年七月二六日、同八月二日公聴会を開催した。しかし第八七議会は間もなく閉会となり、これら五修正案は廃案となった。(6)

第八八議会は翌一九六三年一月開かれた。エンゲル事件判決の反応はなおも引き続いて強く世論に現われ、同議会開会と同時に一七の憲法修正決議案が提出される。しかし第八八議会は一九六

三年六月一七日まで特別の動きを示していない。

その理由は、この判決以前にすでにペンシルヴェィニアの連邦地方裁判所で聖書朗読違憲判決が出され、他方メリーランドの連邦控訴裁判所で、朗読し祈禱を合憲とする判決が出され、それぞれ連邦最高裁に上告、および移送され、その判断が待たれていたことによる。[7] この両事件は次項で扱われるアービントン学校区対シェンプ事件[8] School Dist. of Abington Township v. Schempp およびマーリ対カーレット事件[9] Murray v. Curlett である。従って連邦議会での祈禱違憲判決に対する憲法修正案問題は、これら両事件に対する連邦最高裁の判断後に持ち越されたといえる。

なお、右のような祈禱を正面から認めようとする憲法修正案の動向とともに、裁判管轄権の制限により事実上これを許容する立場からの動きがある。[10]

(1) 彼の決議案は「第一節、合衆国におけるいかなる公立校、あるいはそれ以外の公けの場所におけるプログラムの一過程の中で祈禱を行なうことができる。第二節、本条は議会による州に対する付託の日から七年以内に州の四分の三の議会において、連邦憲法に対する修正として批准されないかぎり効力を生ずるものではない。」とするもの。(Congressional Digest (NOV. 1964) pp. 267~269.

(2) Ibid., p. 267.

(3) 彼の提案は「第一節、本憲法には合衆国内の公立校あるいはそれ以外の場所におけるプログラムの一部として祈禱を行なうこと、または聖書を朗読することを禁ずる規定は存在しない。第二節、各州の公政策に基づき、風俗、および道徳の問題を決定する権利、およびそれらに関する法律を制定する権利が奪われてはならない。」とするもので、その第三節は右ベッカー提案と等しい。Ibid., p. 267.

(4) 彼の提案は「本憲法には、公費により全部、または一部維持されているいかなる学校、学校制度、あるいは教育施設を管理する当局に対し、定期的に組まれた時間内に行なわれる、特定の教派に偏よらない祈禱にこれら施設の児童が任意に参加するのを禁止するよう解釈される規定は存在しない」とするもの。Ibid., p. 268.

(5) 合同決議の要旨は、公立校当局が学校活動の一部として特定の教派に偏よらない祈禱を用いる方法を指示することは、児童がその祈禱に参加を強制されないかぎり合衆国憲法に違反するものではないとするもの。Ibid., p. 268.

(6) Ibid., p. 268.

(7) Michael P. Porter, Constitutional Law-Establishment of Religion, 37 Tulane L. Rev. 124 at 128 (1962).

(8) School Dist. of Abington Township v. Schempp, 201 F. Supp. 815 (E. D. Pa. 1962), appeal granteel, 83 S. Ct.

25 (1962).

(9) Murray v. Curlett, 228 Md. 239, 179 A. 2d 698(1962), cert. granted, 83 S. Ct. 21 (1962).

(10) 最近の判決として Doremus v. Board of Education 342 U. S. 429, 96 L. Ed. 475, 72 S. Ct. 394 (1952). および フロリダ州最高裁の Chamberlin v. Dade County Board, 160 So. 2d 97, 377 U. S. 402 (1964) がある。

〔3〕 以上のような世論、議会反応に加えて、この判決に対するきわめて多くの論評が書かれている。一九六二年秋までに一八のロー・レヴューがこの判決を紹介し。[1] コスタンゾ(J. F. Costanzo)[2]、プェファー(L. Pfeffer)[3]、カーランド(P. B. Kurland)[4]、カーン(E. Cahn)[5]、カサック(L. X. Cusack)[6]、ボール(W. B. Ball)[7]が主の祈りを直接のテーマにとりあげ論文を発表したほか、同様に一九六三年には、ロデス(R. E. Rodes, Jr.)[8]、バトラ(W. T. Butler)[9]、コイパー(P. G. Kauper)[10]、ポラック(L. H. Pollack)[11]の各論文が発表され、主の祈りをめぐる論議は多くの関心を集めた。これらの議論の中でカーランドは、この判決とは逆の立場がとられた場合には学校の行事において意に反して聖書を読まざるを得ないことにもなるであろうし、寛容が国の行為の指針とされているこの国の自由を守るとりでの一つとしての意味がある、[12] と述べ、プェファーは、この判決は宗教に対し敵意を示すというよりはむしろ友好的であり、従来からの判決の傾向と一致するのみならず、この国の創設者の意思と一致し、宗教の自由の動機との一致する、[13] として賛意を表わしている。

更に同様な立場からライト(B. F. Right)は、この判決が少数者の権利保護の立場から適切である、[14] と述べている。

この少数者の権利の保護の立場からの評価に対し、本判決がその擁護に熱心のあまり修正一条の曲解を招いたのではないか、とする立場から、本判決が政府の権力を反宗教と同一化することになりはしないかとする州例がある。[15] ケンタッキ法曹協会のカーヴァン(G. Kirvan)によるものである。また修正一条の州に対する適用につき、なおも疑問を投げるのはミシガン法曹協会のロング(I. Long)で、これは州が信教の自由を否定しないかぎりでの公的な宗教を容認する立場といってよい。[16] コスタンゾは、この事件で裁判所は児童に対する強制が存在しないことを認めたこと、従って参加、不参加の自由は確保されていること、ここでの祈禱は宗教を指導するものではなく全能な神の存在を単に述べるにすぎないものであり、特別新しい制度を創設したものではないと判決に反対している。[17]

結局このエンゲル対ヴァイテイル事件判決は、修正一条が単に一宗派の優遇、乃至特別の扱いを禁止しているだけではなく、宗教と非宗教の間にも政府は中立でなければならない旨を示している点で重要な意味を持つ。更にこの中立であるべき要請は連邦のみならず州に対しても同様に適用されることが確認されたこと、および公立校での主の祈りをめぐる州の最高裁の多様な判断に統一的な見解を示し、論争に終止符を打ったといえよう。

(1) Note, Prayer in Public Schools, 〔Engel v. Vitale 182 S. Ct. 1261〕, 46 Marq. L. Rev. 233 ; 16 Vand. L. Rev 205 ; 31 Fordham L. Rev. 201 ; 31 Geo. Wash. L. Rev. 497 ; 9 U. C. L. A. L. Rev. 495 ; 25 Ga. B. Jour. 319 ; 34 Miss. L. Jour. 119 ; 1962 U. Ill. L. F. 472 ; 28 Brooklyn L. Rev. 146 ; 27 Albany L. Rev. 119 ; 12 Depaul L. Rev. 128 ; 33 Miss. L. Jour. 251 ; 51 Geo, L. Jour. 179 ; 11 Am. U. L. Rev. 91 ; 36 So. Calif. L. Rev. 240 ; 24 Ohio S. L. Jour. 173 ; 37 Tul. L. Rev. 124 ; 14 Mercer L. Rev. 284 (1962) ; 28 Mo. L. Rev. 109 (1963).

(2) J. F. Costanzo, Prayer in Public Schools, 8 Catholic Law 269 (1962).

(3) L. Pfeffer, Court, Constitution and Prayer, 16 Rutgers L. Rev. 735 (1962).

(4) P. B. Kurland, Regents Prayer Case ; "Full of Sound and Fury, Signifying……" 1962 Sup. Ct. Rev. 1 (1962).

(5) E. Cahn, On Government and Prayer, 37 N. Y. U. L. Rev. 981 (1962).

(6) L. X. Cusack, Prayer Case–First Amendment Revision, 8 Catholic Law 281 (1962).

(7) W. B. Ball, School Prayer Case, 8 Catholic Law 182(1962).

(8) R.E. Rodes, Jr., Passing of Nonsectarianism Some Reflections on the School Prayer Case, 38 Notre Dame Law 115 (1963).

(9) W. T. Butler, Regents' Prayer Case : in the Establishment Clause "No Means No", 49 A. B. A. Jour. 444(1963).

(10) P. G. Kauper, Prayer, Public Schools and the Supreme Court, 61 Mich. L. Rev. 1031 (1963).

(11) L. H. Pollack, Public Prayers in Public Schools, 77 Harv. L. Rev. 62 (1963).

(12) Kurland, op. cit. supra pp. 1–5.

(13) Pfeffer, op. cit. supra p. 735.

(14) 彼は以下のようにその見解を示している。「おそらく本判決の中心問題は宗教的覚容の原則の範囲内にある。それは宗教の安全に基本的なものであり、特にいうことは宗教の多様性が一八世紀後半における一層はなはだしい国においていえるのである。

今日、アメリカでは誰でもが少数者である。宗教的信念、または不信仰を含む問題について意見を異にする権利は、我々が関心を持っている権利と同様、基本的なものである。明らかに多くの人々は、少なくとも宗教団体に所属しないものは外部の暗黒の中にあり、彼らの児童が学校での祈禱に参加しないためにこの暗黒の中に閉じ込められていると感ずるように合意的に仕向けることができると考えるかも知れない。この考えの信奉者は、この国の創設者達の多くが教会のメンバーでなかったことを知らないか、またはこれを誤解しているのである。これら創設者の中にはマディソン、ジェファソン、フランクリンがあり、これら三人が独立宣言、憲法、および権利宣言の主たる起草者であり、……彼らの奉仕と貢献がこの共和国の独立と創設の両者を可能にしたのである。」Benjamin F. Wright, The Rights of Majorities and of Minorities in the 1961 Term of the Supreme Court, 17 Am. Pol. Sci. Rev. 110 (1963).

ライトはテキサス大学ロー・スクール法学教授。

(15) Gerald Kirjan, Freedom of Religion or Freedom from Religion? 48 Am. B. A. Jour. 818 (1962).

(16) Irvin Long, Is the First Amendment Made Applicable to the State by the Fourteenth? 49 Am. B. A. Jour. 345 (1963).

(17) Joseph Costanzo, THIS NATION UNDER GOD : CHURCH, STATE AND SCHOOLS IN AMERICA (Herder & Herder, N. Y., 1964) p. 120. 同様な立場は Paul Blanshard, RELIGION AND THE SCHOOLS THE GREAT CONTROVERSY (Beacon Press, Boston, 1964).

第四節　連邦最高裁における聖書朗読の問題

一　アービントン学校区対シェンプ、およびマーリ対カーレット事件

〔1〕

一九六三年、連邦最高裁ははじめて公立校における聖書朗読の問題を扱うこととなる。アービントン学校区対シェンプ、およびマーリ対カーレット事件[1] Abington School District v. Schempp ; Murray v. Curlett (1963) である。前者のシェンプ事件はペンシルヴェニア州からのもので、事案は州法一五一六節が公立校の朝礼の際、聖書から少なくとも一〇句以上を朗読すべきと定め、その執行の差止を求めて連邦地方裁判所に出訴したものである。同裁判所は被告の抗弁[2]にもかかわらず、巡回裁判官ビッグズ (Biggs) が三人を代表して意見を書き、聖書の本質的性格は宗教的であり、朝礼の際の聖書朗読は国の権威により支持され、更に教師の権威の下に行なわれる点がまさに問題であること、そしてこのことが児童の心にさまざまな宗教的原理を注入することと変

りがないこととなる、として原告の主張を認めた。[3]

被告はこれを争って連邦最高裁へ上告した。しかしこの間に一九五九年、州議会は州法を改正し、朗読を執行しない教師に対する処罰規定を除き、両親の書面による要求ある場合の出席免除規定を置いた。連邦最高裁はこれにともない原案を破棄差戻した。これに対し連邦地方裁判所は改正された法令を再び違憲とし、その理由を、出席免除規定により、免除が認められるとしても儀式の義務的性質は緩和されるものではないと述べた。

〔2〕 右事件が連邦地方裁判所に係属中、ほぼ同様な事件がメリーランド州で生じた。マーリ対カーレット事件である。[4] ボルティモア市学校評議会はその規則[5]により、聖書朗読をもって公立校における朝礼を開始することとした。一九〇五年のことである。一九〇六年、無神論者である本件原告 William J. Murray Ⅲ、および母 Madalyn E. Murray がこの規則に抗議をしたことにより、書面に基づく要望がある場合には出席免除を認めるように改正された。しかしなお、この改正規則は修正一条に違反するとして右規則の取消を命ずる職務執行命令を求めた。第一審裁判所 (Circuit Court)はこれを拒否、第二審最高裁判所(Court of Appeals)は四対三で原審判決を支持した。[6] 多数意見を書いたホーナィ(Horney)は、シェンプ対アービントン学校区事件で規則の改正により出席免除規定が加えられ、事件が原審に差戻されたことは出席強制の有無がこの種の事件の支配的要因をなす、と述べた後、本件の場合は出席免除規定がある以上出席強制はなかったとした。結局シェンプ事件差戻し判決の違憲の立場はこの事件に決定的影響を与えなかったといえる。またホーナィは、儀式不参加から生ずる他の児童との心理的不調和は修正一四条の平等条項の範囲外の問題である、とした、この点がシェンプ事件差戻し判決との相違といえよう。

反対意見を書いた首席裁判官ブラン(Brune)は「establishment」の意味につき、エヴァソン、マッカラム、マクガワンの三事件[7]で示された広義の意味を指摘した後、「修正一条は、単に議会が国教会の樹立を定めてはならないとしたのではなく、国教を定めることに関するすべての法を禁じたもの」である、[8] としてシェンプ事件連邦地方裁判決と同様な見解を示した。

(1) 374 U.S. 203 (1963), 83 S. Ct. 1790, 10 L. Ed. 2d 965 (1963).

(2) 被告は、(1) 聖書朗読は児童の道徳を促進するのであり、従って国は国教とすることなく教育計画の中に朗読を

含め得る、(2) 他の児童に朗読が要求されてはいるとしても原告は朗読をしていないのであって、原告の宗教の自由が侵害されたとはいえないとした。

(3) 裁判所は更にその理由として、聖書は本質的にキリスト教の文書であり、州法は宗教的指導に効果を与え、キリスト教を援助し他より優遇すること、また各人が聖書を自分のために解釈し多様な結論に到達するという事実は問題の性格を変えるものではないこと、聖書の宗教的性質を閑却し得ないのであって児童に道徳的、歴史的、文書的内容から宗教をふるい分けることは期待できないとした。177 F. Supp. 378.

(4) 228 Md. 239, 179 A. 2d 698.

(5) Art. 77, § 262 of the Annotatad Code Maryland. 聖書の一章を註釈なしで読むこと、および主の祈りをもって朝礼をはじめること。この場合 Douay Bible (Douay Bible Version、いわゆるデューエィ聖書といわれるもので、カトリック教徒のため Latin Vulgate 聖書から英訳した聖書で、新訳は一五八二年 Rheims で、旧訳は一六〇九―一〇年 Douay で刊行されたもの) の使用が希望に応じ許容されるとするもの。

(6) 228 Md. 239.

(7) Everson v. Board of Education, 330 U. S. 1, 67 S. Ct. 504, 91 L. Ed. 711 (1947), McCollum v. Board of Education, 333 U. S. 203, 68 S. Ct. 461, 92 L. Ed. 649 (1948), McGowan v. Marylaud, 366 U. S. 420, 81 S. Ct. 1101, 6 L. Ed. 2d 393 (1961).

(8) 228 Md. 239.

二　クラーク意見、その他

これら両事件の上告を受けた連邦最高裁は本案の性質からこれを共に審理し、一九六三年六月一七日八対一で聖書朗読等を違憲とした。[1] 裁判所意見をクラーク、賛成意見をそれぞれダグラス、ブレナン、ゴールドバーグ、そしてハーランが、また反対意見をスチュワートが書いた。クラークの意見は要旨次のようである。

宗教がこの国の歴史と政府と密接に結びついてきたことは事実であり、このことは、人間の歴史は宗教の歴史と切り離すことはできないとか、[2] あるいは我々は宗教的な国民であり、その制度は至高の存在を前提としているとか、[3] あるいは人間の不可譲の権利は神に由来するとかいわれてきたところである。[4] エンゲル事件、[5] ゾラク事件、[6] あるいはエヴァソン事件[7] はこれらを具体的に示すところであり、また古くは一八七〇年裁判官タフトがマイナ事件[8] において、すべての宗教的見解、および宗派の法の前の絶対的平等、あるいは政府は中立であってすべてを保護し、いずれをも特に優

遇することなく、またそのいずれをも誹謗することなく取り扱わなければならないとしているところである。

この裁判所のいう全面的な中立の概念は、有力な宗派、または団体が国家機関と宗教機関の結合、乃至一方の他方への協力、あるいは依存を生み、その結果正統派の教義の背後に政府の公的支持がみられるという歴史の教訓から生じている。国教条項がこれを禁止しているところである。また、中立の概念は宗教的指導、教育、ならびに儀式の価値、および特に人が国家からの強制を受けず自己の方向を自由に選択する権利を認める自由な宗教活動条項からも生じている。従ってこれら二つの条項は相互に重なり合っている。そしてそれらの意味については本裁判所がこれまで幾度も述べてきたところである。

ところで本件では、聖書朗読と祈禱が朝礼の際に斉唱されるべく州が定めているわけであるが、これが通常義務を有する生徒の活動の一部とされ、教師の監督と参加により校内で行なわれている。ゾラク事件では通学義務が一要素として存在したが、[9] 本件であげた要素以上に存在していなかった。アービントン学校区対シェンプ事件の第一審判決は本件事案に宗教的要素を認め、これを修正一条違反とするがそれに我々は賛成する。またマーリ対カーレット事件では、聖書が道徳的価値の促進等のために使用されたと州は主張するが、カトリック教徒にはその要望に応じデューエイ聖書の使用を、また最近の改正により、宗教的理由から不参加希望者にはその免除をそれぞれ認めていることであり、これらのことは本件朗読等が宗教的性格を持つことを何よりもよく物語っているといってよい。

従って両事件では宗教的儀式が行なわれ、それが本件申立人等の権利を直接侵害していると考える。このことは出席免除が認められる場合であっても同様である。更に本件事案が宗教的権利侵害が相対的に軽微であるという主張も意味をなすものではない。今日の軽微な違反の潮流が明日は激流となるかも知れない。マディソンのいうように「自由に対する最初の経験において警告をすべきが適当なのである。」[10]

ところで、このような宗教的活動が許容されないかぎり、「世俗主義の宗教」が学校は公的に承認されることとなると主張される。しかし国は、宗教に対し積極的に反対、または敵意を示し、その結果として信仰者よりも無信仰者を優先させる意味での「世俗主義の宗教」を定めることができないのは勿論のところである。また、人間の教育は宗教の歴史、または文明の進歩に対する宗教の関係を学ぶことなしに完成するものではない、と主張される。もとよりここで我々は通常教育プログラムの一部として聖書、または宗教を学ぶことが修正一条に違反するといっているわ

けではない。しかし本件で問題となっている行為はこのような場合ではない。本件の場合は、政府が宗教を援助も、または宗教に反対もしてはならないという、厳密な中立の維持を要請する修正一条に違背した宗教的行為なのである。

我々の社会において宗教は崇高な位置づけを与えられているが、それは家庭、教会、および個人の心と精神の侵すことのできない城塞に依存し、その長い伝統を通じて達成されたものである。このような城塞を侵害することはいかなる理由によっても国家の権限外のことである。我々はこれを経験を通じて認識するに至ってきたのであり、人間と宗教の関係において国家は中立の立場に固くとどまらなければならないのである。(11)

以上のようなクラーク裁判所意見に対しダグラスは、修正一条の二つの条項は表現は異なるのではあるが、個人の信教の自由を保護する同じ目的に奉仕するものであるとする立場から、本件の行為は右の中立概念を破るものであり、たとえこのための公金の額が低いものであっても修正一条違反は変るものではない、として賛成意見を述べている。(12)

ブレナンは、四一頁にわたる長文の賛成意見を述べ、公生活に含まれる宗教的要素のすべてが修正一条に違反するとは考えないとしつつも、エンゲル事件を前提に考える以上本件は国教条項に抵触するとした。(13)

ハーランの賛成を受けたゴールドバーグの賛成意見は、ダグラスと同様、国教条項と自由条項が完全な信教の自由と寛容を保障するためのもので、この結果国は宗教的儀式をとり行なうことも、儀式参加を強制することもできないこと、また宗派間、および宗教と非宗教の間に依怙贔屓してはならないのであり、更に非宗教的信念を妨害してはならない、(14)とした。

これらの賛成意見に対し、反対意見を述べたスチュアートは、修正一条の二つの条項をあらゆる政府活動と宗教活動の関係に対し適用し得る「教会と国家の分離の壁」という、唯一の憲法原理と考えることは誤った極端な単純化であること、両者は相互に補足し合うが、国教条項の純理論的な解釈は自由条項との融和し難い衝突を招くこととなる、とする立場を示した。(15)彼は、問題の二つの事件において聖書朗読を内容とする朝礼出席の免除規定があること、従って出席強制はみられないこと、また出席免除の規定があるにもかかわらずその要求がなされていないこと、この結果学校はそれらの者に対する適切な配慮をなし得なかったのである、と述べ、この出席強制の事実の問題を理由に原審差戻を主張した。

(1) 374 U.S. 203, S. Ct. 1790, 10 L. Ed. 2d 965 (1963).
(2) Engel v. Vitale, 370 U.S. 421, 434 (1962) におけるブラック意見。
(3) Zorach v. Clauson, 343 U.S. 306, 313 (1952) におけるダグラス意見。
(4) メイフラワー契約における建国の父達の表現。
(5) (2)参照。
(6) (3)参照。
(7) Everson v. Board of Education, 330 U.S. 1 (1947).
(8) Minor v. Board of Education of Cincinnati 230 Ohio St 211 (1872).
(9) (3)参照。
(10) Memorial and Remonstrance Against Religious Assessments. 本誌一五巻三号五三〇頁参照。
(11) 374 U.S. 203, at 204-226.
(12) Ibid., at 206-230.
(13) Ibid., at 230-304.
(14) Ibid., at 307.
(15) Ibid., at 309-320.

三 判決の反応—憲法修正提案

〔1〕 前年の祈禱違憲判決に引き続くこの聖書朗読違憲判決は再びアメリカの世論をかき立てることとなった。[1] しかし前年の法廷から厳しい分離論を主張して違憲判決に多く賛成していたフランクファータが出て、新たにゴールドバーグが加わった。[2] 一九六三年度の法廷の判決はおよそ予想のついていたことで、[3] その点からいえば前年ほどセンセーショナルなものとはならなかったといってよい。しかしこのことはアメリカの「十大ニュース」に数えられた前年の判決をそのまま受容する方向にあることを示したものではない。このことは議会が引き続き憲法改正案の検討を開始したことによっても示される。すなわち、この判決が六月一七日に出されると、ただちに聖書朗読、祈禱を認めるべきとする立場からの憲法修正案が一三五下院に提出されている。

これらの憲法修正案は七つのタイプに区分される。[4] 註に示すとおりである。これらのうちベッカーが提出したものがある。彼はすでに一九六二年以来、いくつかの修正案を提出しているが、[5] 一九六三年九月、いわゆる「ベッカー修正案」を提出する。彼の提案は、憲法は祈禱、および聖書朗読を禁じているものではないとする点を中心とするものである。[6] このような修正提案が提出されるにともない一九六四年四月二二日、下院司法委員会で公聴会が開催され、これは六月三日まで継続された。

下院の司法委員会はニューヨーク選出のセラ (Emanuel Celler) を

委員長とするものであるが、ユダヤ教徒であった彼が、これら憲法修正案は権利宣言の意味を十分考慮していないという理由でこの公聴会開催に反対であった点に注意しておいてよい。彼の反対にかかわらず開かれた公聴会には一五二の両院合同決議案および各院の二つの同一決議案が提出され、これら提案議員による証言、陳述、資料の提出がなされた。それらはエンゲル事件、マーリ事件最高裁判決の効力を無効とする憲法修正を成立せしめようとする傾向を示している。しかし証言の傾向は各宗教団体の代表者が出席するとともに変化した。プロテスタント、ユダヤ教徒の大部分は修正一条の立場を保持すべきで、これを実質的に変更する修正に反対した。これに対しカトリック教会は公的には直接この議論に態度を表明していない。ただカトリック系の刊行物のうちいくつかは修正案に反対の立場を示し、数人の聖職者は修正案に好意的な立場を表明した。

同委員会は六月三日終了した。しかし報告書の提出をしないまま、第八八議会が一〇月三日休会に入るとともにすべての提案は廃案となったのである。(7)

(1) L. Pfeffer, Church State and Freedom (Beacon Press 1953, rev. ed. 1966) p. 563.

(2) フランクファータは、エヴァソン、マッカラム、ゾラクの各事件で違憲を、またマッガワン事件で合憲を主張している。マッガワン事件ではダグラスを除き他の裁判官はすべて合憲としているところである。彼はホワイトとともにエンゲル事件判決には加わっていない。新しく加わったゴールドバーグはフランクファータと同様ユダヤ教徒で、その教義に忠実であるとすれば政教分離につき厳格な分離論をとる立場にあるといえる。過去にユダヤ教徒で連邦最高裁裁判官であったのは、ブランダイス（Louis D. Brandeis, 1966）、カードーゾ（Benjamin N. Cardozo, 1932）の二人で一九六二年までには四人となる。

(3) Theodore Powell, The School Prayer Battle, Saturday Review (April 20, 1963) pp. 62-64, 77-78. パウエルはコネティカット州教育庁広報官。The School Bus Law : A Case Study in Education, Religion, and Politics の著書がある。彼はエンゲル事件、およびその反応を分析し、連邦最高裁に係属中のマーリ事件、シェンプ事件の判決が同様に違憲となる予想をしている。

(4) 一九六四年三月二四日の下院司法委員会によると以下のようである。

㈠ 公立校における児童の任意な祈禱を認めるもの。㈡ 公立校における聖書朗読と任意の祈禱を認めるもの。㈢ 学校、およびその他公的場所における祈禱を認めるもの。

(四) (三)の場合、聖書朗読を加えるもの。(五) (三)の場合、エンゲル事件で用いられたものを用いるもの。(六) 政府の、または公けの文書、行為、儀式、または貨幣、通貨、証券の上に神を信頼または神の加護を求めるとする表現を用い、または入れるもの。(七) そして公立校、または他の公的場所、または政府に関する事項について、神を信ずること、または神を信頼するという用語、祈禱、または聖書朗読を認めるもの。Congressional Digest (Nov. 1964) pp. 267-269.

(5) 一九六二年提案については前節で触れた。彼は六三年一月にも提案をしている。

(6) ベッカー提案は「第一節、本憲法には、参加者が自由意思に基づくかぎり、政府の、あるいは公立の学校、施設、または場所において、祈禱、または聖書の引用、朗読、あるいは聴取を禁じている規定は存在しない。第二節、(右の註(3)の(六)とほぼ同様のもの)。第三節、本条項のいずれも国教を定めるものではない。」とするもの。Ibid., p. 269.

(7) Ibid., p. 269.

〔2〕 これに対し上院では憲法修正案にかわるものとして「議会の意思」の決議表明を試みる。これにはアラバマ州選出上院議員のエリオット (Carl Elliott)、およびニュー・ジャージ州選出のウォールハウザ (George M. Wallhauser) のものがある。前者は特定の教派に偏よらない祈禱、聖書の朗読を憲法は否定しないとするものに対し、後者は神の公的承認は適当とする積極的なものであった。[1] しかしいずれも八八議会閉会とともに廃案となった。

しかし上院で憲法修正案が提出されなかったわけではない。六月一七日シェンブ・マーリ判決が出された数日後、八つの憲法修正案のほかインディアナ州選出の民主党員ハートキ (Vance Hartke) は「宗教的黙想」を提案する。これは上院司法委員会に付託されるが議会の閉会とともに廃案となる。かくて上院の憲法修正運動も実を結ぶところとはならなかったのである。[2]

このような議会の試みはその後も続けられる。翌一九六五年の第八九議会でもこの種の憲法修正案が提出されるが、このうち九月二一日イリノイ選出の上院議員ダークセン (Everett Dirksen) の提案[3]は公立校での任意の祈禱を許容するとするもので、最終投票では四九対三七で必要な三分の二の投票に九票不足で敗れている。[4] 他方この投票に先立ち同日、無言の任意の祈禱、または黙想を許容すべき、とする決議案がインディアナ選出の民主党員ベイ (Birch Bayh) により提案されているが五二対三三で却下される。共和党員であるダークセンの修正案は敗れた。彼はただちに修正案の支持を求めるための全国的組織を作る旨発表した。その援助

者中にはオランダ改革派教会(Dutch-Reformed Church)のポーリング(Danich Poling)、および伝道者ビリー・グラハム(Billy Graham)があげられている。[5]

このような試みが実を結ぶかどうかは今後の課題であろう。しかし、州の諸判決に示されるように判例の流れは朝礼の際の聖書朗読、主の祈りを否定する方向にある。連邦最高裁の判決はこのような潮流の上にあって書かれているといってよい。従って憲法修正によって右の行為等を導入するという試みが歴史の歯車を逆にまわし、少数者の権利の保護を目標とし続けた連邦最高裁一八〇年の努力を無にするもの、といって過言ではないであろう。

(1) 前の項註(3)に示された一九六四年三月二四日の下院提案の内とほぼ同様。

(2) Ibid., p. 269.

(3) ダークセン修正案(Dirksen Amendment)は一九六四年下院でのベッカー修正案よりも範囲を限定している。条文はほぼ次のようである。「本憲法は、全部または一部公金の支出により維持されているいかなる学校、学校組織、教育制度、あるいは他の公共建築物を管理するものが、学生、またはそれ以外のものの、祈禱への任意な参加を定め、または許容するのを禁止するものではない。本条項は、右の祈禱の形式、または内容を定める権能を右の管理者に認めるものではない。」8 Jour. Chur. & Sta. 308 (1966).

(4) 賛成票は民主党員二二、共和党員二七、反対票は民主党員三四、共和党員三となっている。8 Jour. Chur. & Sta. 500 (1966).

(5) Ibid., p. 500.

第五節 国家と宗教の分離—その他の問題

右にみた公立校での宗教教育、聖書朗読、および祈禱の諸問題のほか、国家活動と宗教活動の関係に関するいくつかの問題がある。第五節ではこれらの問題の所在を簡単に触れておく。

一 公立校での聖書配布

〔1〕 公立校での聖書配布が問題とされたものとしてテューダ対ラザフォード教育委員会事件[1] Tudor v. Board of Education of Rutherford (1953) がある。無料で聖書配布を行なった国際ギデオン (Gideon International) は聖書の配布を通じて広くキリスト教の宣布を進めてきた団体である。これに対し聖書配付を許容した教育委員会を被告として訴えた原告はそれぞれユダヤ教徒、カトリック教徒であり、彼らの主張は、配布された聖書はプロテスタントの指導に基づくもので、このような行為の許容は特定の宗派に対し、公的な価値づけを意味するものである、とするところ

にある。

ニュー・ジャージ州最高裁のヴァンダビルト（Vanderbilt）裁判官は、国家と宗教の分離の歴史を、ローマ帝国時代にさかのぼり、中世ヨーロッパの暗黒時代、宗教改革、英国国教会の成立、米国初期の植民地時代、修正一条の成立、その意味を詳細にたどり、結局問題は、教育委員会が特定の宗派に対し聖書配付を許容したことは他の宗教、宗派に優越した扱いとなっているかどうか、にあるとした。原告の主張によれば、ユダヤ教徒にとって旧約聖書こそが聖書であって、配布された新約聖書の一部はユダヤ教の教えと完全に矛盾すること、またカトリック教徒にとってカトリック教徒以外の編纂にかかる聖書は禁じられること、の二点があげられる。これに対し被告は、聖書の配付は自由な宗教活動の保障に反するものではなく、受けとることは強制されないこと、また配付に際して宗教上の儀式が行なわれているものではないこと、があげられる。これらの点につき考えてみるに、まず聖書を受けとるものと受けとらないものが出ることにより児童間に宗教上の区別が生ずること、Ring v. Board of Education (245 Ill. 334) によれば児童が宗教的行為に不参加の自由があるからとて公立校内の宗教的行為を合憲とすることにはならないこと、また Miller v. Cooper (52 N. M. 355) は公立校で宗教的出版物を配付することの差止請求訴訟を認容していること、更に、ギデオンによる聖書配付の動機はホテル、病院、学校、その他の施設に聖書を常備し、人をしてキリスト教に向けしめるところにあること、また、配付の際には児童が学校でカードを受けとり、両親の署名を得て学校で実際に児童が聖書を受領するのである。これらの点から考えて公立校での聖書配付を許容することは特定の宗派の宗教活動を援助する結果となる。ヴァンダビルト裁判官は右の趣旨に基づき差止命令を容認した。(3)

(1) 14 N. J. 31, 100 A. 2d 857 (1953).

(2) この事件では長老派の教会による宗教的上の印刷物が常時教室に置かれ、補充され、児童がいつでも利用できる状態となっていたもの。

(3) この事件については R. F. Cushman, The Holy Bible and the Public Schools, 40 Cornell L, Quart. 475 (1955)、ほかに Comment または Note として 41 Va. L. Rev. 789 (1955) ; 3 ST. Louis U. L. Jour, 269 (1955) ; 52 Mich, L, Rev, 1057 (1954) ; 34 B. U. L, Rev, 375 (1954) ; 3 De. Paul L. Rev. 277 (1954) ; 42 Geo, L. Jour, 455 (1954) ; 38 Minn. L, Rev. 663 (1954) ; 25 Miss, L, Rev. 271 (1954) ; 29 N.Y.U.L. Rev. 1290

(1954) ; 29 Notre Dame Law 478 (1954) ; 27 Temp. L, Quart. 339 (1954) ; 40 Va. L, Rev. 487 (1954) がある。

二　公立校における聖衣着用

連邦憲法六条は公職就任の要件としての宗教上の宣誓を禁止する。公立校教師の任用にあたってもこの趣旨が考慮されるべきは当然である。アリゾナ州憲法二条七節[1]が公的教育施設に教師、生徒、および児童が入る際の要件として宗教上、または政治上のテストを要求するのを禁止しているのはこの点を示す代表例といってよい。しかし宗教上の理由によって差別してはならないというこれらの趣旨は、公的機関において任意な行為、乃至行動を許容することまで意味するものではない。公立校教師としての聖職者の聖衣着用がこの点から問題とされる。聖職者の立場からいえば、いかなる時、場所にかかわらず日常用の聖衣着用は、聖職者の義務であり、修正一条の立場からいえば権利であるともいえる。これに対し、公的機関としての教育施設では、特定の宗派、または教派に有利な、または偏した教育方法は禁じられなければならないところで、ここに聖職者の宗教の自由の保護、および宗教を理由とした差別の禁止の要請と、政教分離に基づく教育における中立の要請の衝突が生ずる。

〔1〕　初期の判決はこの両者のうち前者の立場に立つもので、一八九四年のペンシルヴェイニア州最高裁のハイスン対ガリツイン郡学校区事件[2] Hysong v. Gallitzin Borough School District (1894) はその最初のものである。公立校の教師である四人の修道女の聖衣着用が争われたこの事件で、裁判所は、教師の宗教上の信念は聖衣等の着用の有無に関係なく父兄、児童に明らかであり、それら聖衣が宗教的信念を外部に表示することを理由にその着用を禁止することは、彼らの宗教の自由を侵害するものである[3]、とした。ウイリアムズ判事の反対意見は、これら修道女は世俗の教師とは異なり特定の宗教的信念の下に教育活動にあたっているにほかならないとするもので、聖衣着用による公立校での教育活動は分離原則に反する点を明らかにした。

〔2〕　この立場はノース・ダコタ州の一九三六年のゲァハード対ハイデ事件[4] Gerhardt v. Heid (1936) でも同様で、公立校で教師が宗教上の信念を表示する服装をするのが賢明であるか否かを決定するのは裁判所の役割には属さないこと、またかかる服装は児童に何の害も与えていないこと、を理由に聖衣着用の差止請求を棄却した。

〔3〕 インディアナ州最高裁のジョンソン対ボイド事件[5] Johnson v. Boyd (1940) もまた同じ立場に立つ。

(1) Constitution of Arizona, art. II, sec. 7.
(2) 164 Pa. 629, 30 A, 482, 26 L.R.A. 203, 44 Am, St. Rep, 632 (1894).
(3) 30 A. at 484.
(4) 66 N. D. 444, 267 N. W. 127 (1936).
(5) 217 Ind. 348, 28 N. E. 2d 256 (1940).

〔4〕 これに対し、一八九五年のペンシルヴェイニア州法[1]は公立校での聖衣着用を禁止するが、同法はコモンウェルス対ハー事件[2] Commonwealth, v. Herr (1910) において修正一条、一四条、および州憲法一条三、四節にも違反するものではない、とされた。裁判所はこの判決で、公立校教師はその教育を遂行するにあたって実質的にも、また外見上も中立でなければならないこと、そして州はこれを要求し得る点を明らかにした。

〔5〕 この点は教師が宗教問題について中立でなければならないとしたバーンズ対ファアルマウス事件[3] Barnes v. Falmouth (1810) の立場を支持するものである。

〔6〕 一九〇六年のオコンナー対ヘンドリック事件[4] O'Connor v. Hendrick (1906) の場合は、この聖衣の着用がニュー・ヨーク州憲法九条四節の、州の公金は直接、間接を問わず宗教団体の監督下におかれている教育施設に用いられてはならない、とする定めに違反するとされた。この判決の場合は州憲法が具体的に公金の支出につき制限を定めており、バートレット裁判官 (Bartlett) は、この憲法の規定は公立校における特定の宗派的な影響を一切排除する目的にあり、公立校における修道女の聖衣の着用は特定の宗派に対する尊敬の念を植えつけることとなる、として着用禁止の原判決を支持した。

〔7〕 この傾向はケンタッキ州最高裁のマクドナルド対パーカー事件[5] McDonald v. Parker (1908) で同様に示され、以下ネブラスカ法[6]、オレゴン法[7]によって着用禁止が明らかにされた。

〔8〕 このような推移の中でケンタッキ州最高裁のロウリング対バトラ事件[8] Rawling v. Butler (1956) はこれまでの着用違憲の立場から着用合憲の判決を再び示したものとして注目される。その理由は、修道女の宗教的信念、および服装はまったく個人的なものであり、彼らは公立校でその宗教上の信念を指導したものではなく、従って彼らの宗教的信念を理由に公立校での指導を禁止することは修正一四条の法の平等な保持を拒否するに等しい、と

するところにある。

〔9〕 右判決に先立つニュー・メキシコのゼラーズ対ハフ事件[9] Zellers v. Huff (1951) は、着用を禁止する法令が存在しなかった場合であるが、着用差止請求を容認したもので、右判決も、この立場を踏襲している。なお、聖衣着用の問題はなお今日、マサチューセッツ、およびテキサスでその適否が問われている。[10]

(1) Purdon's Pa. Statutes, Tit. 24, sec. 1129, 1130 (1895).
(2) 229 Pa. 132, 78 A. 68 (1916).
(3) 6 Mass. 400 (1810).
(4) 184 N. Y. 421, 77 N. E. 612 (1906).
(5) 130 Ky. 501, 116 S. W. 810 (1908).
(6) 「……(公立校教師が)その職務遂行中は、宗教団体、宗派、教派のメンバーであることを示す服装……」を着用してはならない。Statutes of Nebraska, chap. 79, sec. 1417 (1929).
(7) Oregon Code, sec, 35—2406 (1923).
(8) 290 S. W. 2d 801 (156) ; Note, Teachers Wearing Religious Garb, 3 Wayne L. Rev. 57 (1956).
(9) 55 N. M. 501, 236 P. 2d 949 (1951).
(10) 8 A. J. C. S. 503 (1966), なお着用をめぐる問題については Note, Religious Garb in the Public Schools-A Study in Conflicting Liberties, 22 U. Chi. L. Rev. 888 (1955) ; U. C. Blum, Religious Liberty and the Religious Garb, 22 U. Chi. L. Rev. 875 (1955).

三 宗教的信条を理由とする良心的兵役拒否

〔1〕 宗教的信条を理由とする良心的兵役拒否の問題は国家と宗教の関係をめぐる諸問題と比較し、新しい問題[1]といえる。国家が宗教的信条に基づく兵役拒否を許容することは、それが宗教を理由として特別な取扱いをする故に一種の優遇になりはしないか、の問題[2]がここでの中心的な課題であろう。

そもそも宗教的信条を理由とする良心的兵役拒否の特権は、当初国の恩恵として許容されたといわれるが[3]、植民地時代[4]、州、および連邦における良心的兵役拒否を認めてきた判例[5]、立法[6]の流れをたどってみると、この兵役拒否の許容の容認は結局のところ宗教的な平和主義者の信条、および行動の自由を最大限保障するところにあったといえる。この場合の問題は、議会が良心的兵役拒否を認める際にいかなる基準をもって宗教的平和主義者を定めるか、にある。註にあげた法令が従来定めてきた基準はさまざまであるが、第一次大戦の際には、すでに広く認容され、確立された宗派で、その教義および信条により、その構成員にいかなる形態

の戦争に参加することをも禁止している場合にのみ良心的兵役拒否を認めていたところである。しかし実際には、宗教的理由に基づくか否かにかかわらず、その良心が命ずる者に対して兵役免除の手続を定めたといわれる。[7]

第二次大戦直前の徴兵選抜法[8] (Selective Training and Service Act of (1940) では、「宗教的習慣および信念を理由に」軍事役務を免除し、その代りに非戦闘的役務に従事するよう定められた。この法令の定める「宗教的信念」の意味をめぐって二つの判例が第二次大戦中、およびその直後に出される。すなわち、合衆国対カウトン事件[9] United States v. Kauten (1943)、およびベーマン対合衆国事件[10] Berman v. United States (1946) である。

(一) もとより植民地時代にこの問題は出発するが、(F.J. Conklin, Conscientious Objector Provisions : a View in the Light of Torcaso v. Watkins 51 Geo, L. Jour. 252, 256-258 (1963). これが具体的に法律問題として表面化したのは第一次大戦前後である。Russell, Development of Conscientious Objector Recognition in the United States, 50 Geo. Wash. L. Rev. 409, (1952)。

良心的兵役拒否については、すでに笹川紀勝「良心的兵役拒否権」(北大法学論集一八巻一・二・三号) 体系的に論じきわめて詳細である。

(2) Note, The Conscientious Objector and the First Amendment : There but for the Grace of God……34 U. Chi. L. Rev. 79, 98 (1966) ; Donnici, Government Encouragement of Religious Ideology : A Study of the Current Conscientious Objector Exemptions from Military Service, 13 J. Pub. L. 16 (1964).

(3) Hamilton v. Regents of the Univ. of Cal., 293 U.S.245, 262(1934): United States v. Bland, 283 U. S. 636, 639, 637(1931): Arver v. United States, 245 U.S. 366(1918); Comment, Constitutionality of Requiring Belief in Supreme Being for Draft Exemption as Conscientious Objector, 64 Col. L. Rev. 938, 941 (1964).

(4) (一)参照。

(5) 州、および連邦の判例としてはHamilton v. Regents of the Univ. of Cal., 293 U. S. 245, 266—87 (1934) ; Macintosh v. United States, 42 F. 2d 845, 847 (1930), 283 U. S. 605 (1931) .

(6) 良心的兵役拒否を認めた立法は一八六四年 (Act of Feb, 24, 1864, ch. 13, §17, Stat. 9) 以降、一九〇三年 (Act. of Jan. 21. 1903, ch, 196, §2, 32 Stat. 775)、一九一六年 (National Defense Act, ch. 134, §59, 39 Stat. 197 (1916)、一九四〇年 (Selective Training and

Service Act of 1940, ch. 720, §5(g), 54 Stat. 889)、そして現行法（62 Stat. 613 (1948), as amended, 50 U. S. C. App. §456(j) (1958)）がある。現行法の定めは、「本節は……宗教的教育および信念に基づき、いかなる形態の戦争にも良心的に参加することを拒否する者に……戦闘の教育および役務に従事するよう求めるべく解釈されてはならない。本節において宗教的教育および信念とは、いかなる人間関係から生ずるものよりも優越した義務を含む、至高の存在（a Supreme Being）に関する個人の信念を意味する。しかし政治的、社会的、または哲学的見解、あるいは単なる個人的道徳律を本来含むものではない。」とする。

(7) 64 Col. L. Rev. 942 (1964).

(8) Ch. 720, §(g), 54 Stat. 889.

(9) 133 F. 2d 703 (2d Cir. 1943).

(10) 156 F. 2d 377 (9th Cir.), cert. denied, 329 U. S. 795 (1946).

〔2〕 この合衆国対カウテン事件で裁判所は兵役拒否許容の要件としての「宗教的」の意につき、単なる宗教的信念に限られないとする立場をとったのに対し、バーマン対合衆国事件では哲学的、あるいは道徳律に基づく兵役拒否はこの中に含まれない、とする立場を明らかにしている。かくてこの後者の立場は一九四八年上院司法委員会において、同法の宗教についての定義として採用される。しかしその後もこの定義をめぐって二つの判決が出される。一九五二年のジョージ対合衆国事件 George v. United Stats (1952)、一九五五年の合衆国対ベンディク事件 United States v. Bendik (1955) である。前者では、この上院の定義づけはアメリカの社会において受け入れられてきた宗教の定義に適合するものである、とする立場が示された。これに対し後者では、至高の存在を信ずる点を特に否認した上告人の良心的兵役拒否の主張に対し、宗教的な理由に基づく兵役拒否と哲学的な理由に基づく兵役拒否の間の区別は議会の裁量に委ねられた問題であって憲法上これを争うことができる問題ではない、とする立場から請求を棄却した。

さて、良心的兵役拒否の要件に適合するか否かの判断は右の判決に示されるように、本人の宗教的信念の有無にかかっている。合衆国対カウテン事件判決のように、兵役拒否許容の要件としての「宗教」の意を広く解する立場に立つとした場合であっても、本人の宗教信条（乃至非宗教的信条）の有無が問われなければならないこととなる。この点を一九五六年のクラーク対合衆国事件

Clark v. United States (1956) の原告は、宗教的信条の有無を問うのは公職就任の際の宗教的テストを禁ずる憲法六条に違反する、と主張したところである。更にこの事件の原告は、宗教的理由以外に基づく良心的兵役拒否者が兵役を拒否したため有罪とされるのは、右の憲法規定に違反するとした。しかし裁判所は、ジョージ対合衆国事件の理由づけに基づきこれらの主張を否定した。結局、裁判所は、公職就任の要件としての宗教テストと良心的兵役拒否の許容の際の宗教的信念の有無との関連を否定したといってよい。

右の徴兵選抜法の定める「宗教的習練および信念」(religious training and belief) の意味する「宗教的」の意味は、これら諸判決の傾向からいえば限定された意味を持つものと考えられる。ただ一九六四年の合衆国対ジェイコブソン事件[9] United States v. Jakobson (1964) では、この「宗教」の意を可能なかぎり広く解している点は注目される。

(1) 133 F. 2d 703, 709 (2d Cir. 1943). この判決を先例とした判例に United States *ex rel.* Phillips v. Donner, 135 F. 2d 521 (1943), United Stats *ex rel.* Brandon v. Donner, 139 F. 2d 761 (1944), United States *ex rel.* Reel v. Badt, 141 F. 2d 845 (1944), がある。

(2) 156 F. 2d 377 (9th Cir. 1946).

(3) S. Rep. No. 1268, 80th Cong., 2d Sess. 14 (1948).

(4) 196 F. 2d 445 (9th Cir.); cert. denied, 344 U. S. 843 (1952).

(5) 220 F. 2d 249 (2d Cir. 1955).

(6) 196 F. 2d at 451.

(7) 220 F. 2d at 252.

(8) 236 F. 2d 13 (9th Cir.), cert. denied, 352 U. S. 882

(9) 325 F. 2d 409 (2d Cir. 1963), cert. granted, 32 U.S.L. Week 3385 (1964).

〔3〕

さて、一九六四年の合衆国対シーガ事件[1] United States v. Seeger (1964) はこの問題を再び論じている。この事件の被告シーガは、一九四八年徴兵選抜法六節(j)の「宗教的信念」条項に基づき良心的兵役拒否の申立をなし、至高の存在を信ずるか否か、の設問に対し直接解答をするかわり、自己の宗教的信念に関する覚え書[2]を提出した。ここで彼は神の存在につき懐疑的または否定的、見解を述べ、これに基づき地方徴兵局はシーガの申立を同法の定める兵役拒否の要件を満たすものではないと棄却した。しかし彼はその後兵役に従事することを拒否したため同法一二節により告訴され、有罪判決を受けた。地方裁判所はこの判決において被告

の、選抜法六節(J)が修正一条の政教分離の原則、宗教活動の自由の保障、および修正五条の適正手続条項、連邦憲法六条の宗教テスト禁止の条項にいずれも違反するとする、主張を否定した。[3] 第二巡回裁判所はこの控訴を受け、選抜徴兵法が拒否の理由として至高の存在を信ずる、いわゆる「宗教的習練および信念」を持つ者にのみ徴兵義務を免ずるのは、修正五条の適正手続条項に違反するものである、として原審を破棄した。

この事件の最高裁は先の合衆国対ジェイコブソン事件、ピータ対合衆国事件[4] United States v. Jakobson, Peter v. United States (1965) と共に書かれている。これら三事件における共通の問題は選抜徴兵法のいう「宗教的」信念の内容といってよい。シーガの場合の懐疑主義については右に述べた。ジェイコブソンは「窮極的に人間の存在に責任を負う」意味での「人間の創造者」(Creator of Man) であり、「人間の存在が結果である」ところの「最高の実在」(the Supreme Reality) としての「至高の存在」(Supreme Being) を信じ、結局のところ彼は「人間の存在の根本的な問題に対する基礎的態度の総体および本質」として宗教を定義づけた。これに対しピータは、兵役拒否の直接の理由を、兵役に従事することは人間の生命に対する自己の道徳的基準、および国に対する責務に優越する右の信念に違背する、と考える立場から、「その要求するところと調和して彼の生命に位置づけをする上で人に助力を与える、明らかに現存するある力の意識」として宗教を定義づけた。

このような三者の主張を前提に裁判官クラーク (Clark) は、

「我々は、議会が『神』よりも『至高の存在』という表現を用いたのは、まさにすべての宗教を含み、本来的に政治的、社会的、あるいは哲学的見解を排除するように、宗教的習練、および信念の意味を明確にするところにあった、と考える。我々はこの立場に立ち、至高の存在に関する信念を問うことは、本人の有する信念が兵役拒否を認めるに値する、神に関する正統的な信仰の保持と同等に考え得るような、人の生命の中心に位置する、真摯で、かつ価値あるものであるかどうか、を明らかにするところにあると信ずる。かかる信念がその所持者の生命に右と同等な位置づけにある場合、我々は一方が至高の存在に関与するものであり、他方はそうではないと考えることはできない。[5]」

と述べ、これらの事件においては兵役拒否の要件を満しているとした。ダグラスはこれに賛成意見を述べ、ハワイの例をとり、合衆国はキリスト教に限られず、仏教、道教、ヒンズー教等、他の

宗教からも成る国家であり、右判決以外の考え方をする場合にはある宗教のみを他の宗教に優先させて取扱う結果になる、とした。

良心的兵役拒否の中心的な問題は結局、「宗教」の意味をどう解するか、[6]にかかっている。右判決は兵役免除の理由を広く解し、キリスト教以外の宗教を含むのみならず、右以外の場合にも広く解する立場を明らかにしたことは注目される。[7]どのような例が右以外の場合に該当するか、はなお今後の判例の展開に待つというべきであろう。

(1) 326 F. 2d 846 (2d Cir. 1964), cert. granted, 32 U.S.L. Week 3385 (U.S. May 4, 1964) (No. 936).

(2) 賞え書で彼は、「もとより神の存在を証明することも、不存在を証明することもできない。またその本質を決定することもできない。私はこのように考えるのであって、神の存在につきイエス、またはノウで質問に答えることはできない。しかし神の存在について懐疑主義または疑問を持つことは誠意の欠如を必然的に意味するものではない。」と述べている。64 Col. L. Rev. 938 (1964).

(3) 216 F. Supp. 516 (1963); 50 Va. L. Rev. 178 (1964).

(4) 380 U.S. 163, 85 S. Ct. 850, 13L. Ed. 2d 733(1965).

なお、高柳信一、判例紹介（アメリカ法一九六六―一）三〇二頁に紹介がある。

(5) Ibid., 380 U.S. at 165.

(6) 宗教の意味をどう考えるかについては多くの議論があることは先に触れた。判例として United States v. Macintosh, 283 U.S. 605 (1931); Davis v. Beason, 133 U.S. 333 (1890) などがある。前者においてヒューズ(Hughes)は、宗教につき、宗教の本質はいかなる人間関係から生ずる義務よりも高い義務を含む神に対する関係を信ずるところにある、としている。なお宗教的信念、良心の意味についてそれぞれ、R. L. Rabin, What is a Religious Belief Religious: United States v. Seeger and the Scope of Free Exercise, 51 Cornell L. Quart., 231 (1966); H. A. Freeman, Remonstrance for Conscience, 106 U. Pa. L. Rev. 806 (1958)がある。

(7) マンスフイールド(John H. Mansfield. ハーヴァード・ロー・スクール教授)はこの判決の用いた基準が広きにすぎ十分ではないとし、更に問題は非宗教的兵役拒否について残るとする。1965 Religion and the Public Order 168 (1966).

第六節　宗教活動の絶対性の要請と社会公共の利益に基づく制約の法理

政教分離の問題と密接に結びつく他の問題は、宗教活動、乃至

行為の自由に対する国家の規制、乃至制約の問題である。宗教的救済を求める立場からいえば宗教活動の絶対性は不可欠の要素とされようが、これには社会公共の利益を保護する立場からの制約が課せられる。

キャントウェル対コネティカット事件のロバーツ意見[1]はこの点を、修正一条は信仰の自由の絶対性(absolute freedom of believe)と、活動、乃至行為の自由の相対性(limited power to act)の両者を含み、後者の自由は社会保護のために適当な基準に基づく制約下におかれる、とする。

このような基準は公衆の健康、安全、道徳、一般的福祉等を理由として判例の形成するところである。このような例として以下の諸判例があげられる。

〔1〕一夫多妻が宗教上の義務であるとするモルモン教徒の右行為を善良の秩序に反するとされたレイノルズ対合衆国事件[2] Reynolds v. United States (1879)。

〔2〕郵便を利用して宗教団体に金員を払込むよう教唆した事件の陪審による、その宗教に基づく信仰の是非に関する質問を裁判所が撤回させた合衆国対バラード事件[3] United States v. Ballard (1944)。

〔3〕メリーランド州憲法の定める公職就任の際の、神を信仰する旨の宣誓を連邦憲法違反としたトーカソ対ワトキンズ事件[4] Torcaso v. Watkins (1961)。

〔4〕ホウリニス教会(The Holiness Church)と称する宗教団体の毒蛇使用による宗教儀式を州法違反としたテネシー州最高裁のハーデン対州事件[5] Harden v. State (1948)。

〔5〕ペヨテ(peyote)(mescal)とも称される麻酔性物質を含むサボテンから採取された麻酔の一種)の使用をともなう宗教儀式を州法違反としたキャリフォーニアのピ・プル対ウーディ事件[6] People v. Woody (1964)。

〔6〕宗教儀式に麻薬であるマリファナ(marijuana)を使用する行為を刑法違反としたラリイ対合衆国事件[7] Leary v. United States (1967)。

〔7〕アミッシュ(Amish)と称する、人間生活に必要最少限の教育以外を拒否する宗教団体所属員と義務教育法に基づく就学義務違反を扱った州対ガーバ事件[8] State v. Garber (1966)。

〔8〕具体的危険を惹起するおそれがあることを理由に刑務所内でのブラック・モスリム(Black Muslim)の宗教的集会を拒否したクック対トラムバーグ事件[9] Cooke v. Tramburg (1964)。

〔9〕 宗教上の理由に基づく輸血拒否と医療上の要請を問題としたブルック事案[61] *In re* Brooks (1965)。

〔10〕 宗教的集会を目的とする公園使用に対する規則を問題としたフオウラ対ロウド・アイランド事件[11] Fowler v. Rhode Island (1953)、クンツ対ニュー・ヨーク事件[62] Kuntz v. New York (1951)、ニィモッコ対メリーランド事件[63] Niemotko v. Maryland (1951)。

〔11〕 法廷での証人となることが宗教上の信念に反する場合であってもこれを拒否できないとしたジェニソン事案[64]。

〔12〕 前節で触れた日曜立法、土曜安息日法における労働禁止を扱ったマクガワン対メリーランド事件[15] McGowan v. Maryland (1961) ブラウンフェルド対ブラウン事件[16] Braunfeld v. Brawn (1961)、およびシャーバート対ヴェルナ事件[17] Sherbert v. Verner (1963)。

〔13〕 エホバの証人 (Jehovah's Witness) の信仰者である九才の少女の信仰者としての義務である宣伝紙販売行為を児童保護の立場から禁止したプリンス対マサチューセッツ事件[18] Prince v. Massachusetts (1944)。

〔14〕 同じく前節で触れた公立校での国旗敬礼が宗教的信条に反するとしたウェスト・ヴァージニア教育委員会対バーネット事件[19] West Virginia State Board of Education v. Barnette (1943)。

(1) Cantwell v. Connecticut, 310 U. S. 296 (1940).
(2) 98 U. S. 145, 25 L. Ed, 244 (1879); O, Linford, Mormons and the Law': the Polygamy Cases, 9 Utah L. Rev. 308, 543 (1964, 1965).
(3) 322 U. S. 78, 64 S. Ct. 882, 88 L. Ed. 1148 (1944).
(4) 367 U. S. 488, 81 S. Ct. 1680, 6 L. Ed. 2d 982(1961); Note, 33 Miss. L. Jour. 130 (1961); 1962 Duke L. Jour. 272 (1962); 31 U. Cin, L. Rev. 88 (1962); 8 How, L. Jour. 63 (1962).
(5) 188 Tenn. 17, 216 S. W. 2d 708 (1948); Note, Freedom of Religion-Statute Outlawing Snake-Handling, 2 Vand, L. Rev. 694 (1949).
(6) 40 Cal. Rep. 69, 394 P. 2d 813 (1964).
(7) 383 F. 2d 851 (1967); L.S.D. and Freedom of Religion, 1 U. San Francisco 131 (1966); Freedom of Religion-Use of Drugs 20 Case W. Res. L. Rev. 251 (1968)
(8) 419 P. 2d 896 (1966); Right not to be Modern Men; the Amish and Compulsory Education, 53 Va. L. Rev. 925 (1967); Amish School Controversy in Iowa, 10 St. Louis U. L. Jour. 555 (1966); Scalise, Amish in Iowa and Teacher Certification, 31 Albany L. Rev. 1 (1967);

Casad, Compulsory High School Attendance and the Old Order Amish : A Commentary on State v. Garber, 16 Kans. L. Rev. 423 (1968).

(9) 43 N. J. 516 (1964) ; Freedom of Religion–Rights of Prisoners, 28 Brooklyn L. Rev. 330 (1962) ; Prizoners' Religious Freedon, 35 So. Calif. L. Rev. 162 (1962).

(10) 332 Ill. 2d 361, 205 N. E. 2d 435 (1965) ; J. C. Ford, Refusal of Blood Transfusions by Jehovah's Witness 10 Catholic Law 212 (1964) ; 10 Natural L. F. 202 (1965) ; Compulsory Medical Treatment and the Free Exercise of Religion 42 Ind. L. Jour. 386 (1967) ; The State and Blood Transfusions for Infants–Religious Freedom [State v. Perricone (N J) 181 A. 2d 251] 34 Miss. L. Jour. 219 (1963) ; State Has Power to Order Medical Treatment for Child in Spite of Parents' Religious Objections, 8 Vill. L. Rev. 114 (1962) ; Compelled Medical Aid v. Religious Freedom, 23, Wash. and Lee L. Rev. 154 (1966) ; 24 U. Pitt. L. Rev. 642 (1963) ; Parents Duty to Provide Medical Attention [People *ex rel.* Wallace v. Labrenz (Ill.)104 N. E. 2d 769] 47 N. W. U. L. Rev. 541 (1952) ; 21 U. Cin. L. Rev. 512 ; 1952 Wash. U. L. Quart. 585 (1952).

(11) 345 U. S. 67, 73 Sup. Ct. 526 (1953) ; 16 Ga. B. Jour. 95 (1953) ; 51 Mich. L. Rev. 1234 (1953) ; 州最高裁の事案(State v. Fowlor, 91 A. 2d 27)について 38 Va. L. Rev. 1075 (1952) ; Sellers v. Johnson 68 Sup. Ct. 356 について Use of Public Parks for Religious Meetings 9 U. Pitt. L. Rev. 238 (1948). 宗教上の宣誓を禁止するキャリフォーニア憲法の下での陪審員の宣誓について E.B. Lozowicki, California Grand Jurors Oath : A Religious Test? 8 Santa Glara Law 232 (1968).

(12) 340 U. S. 290, 71 S. Ct. 312, 95 L. Ed, 280 (1951).

(13) 340 U. S. 268, S. Ct. 325, 95 L. Ed. 267 (1951).

(14) 265 Minn. 96, 120 N. W. 2d 515 (1963) ; 267 Minn. 136, 125 N. W. 2d 588 (1963).

(15) 366 U. S. 420, 81 S. Ct. 1101, 6 L. Ed. 2d 393 (1961). はかに Common Wealth v. Arlan's Dept. Store, 357 S. W. 2d 708 (Ky. 1961) ; Arlan's Dept. Store v. Kentucky, 371 U. S. 218, 83 S. Ct. 277, 9 L. Ed. 2d 264 (1962). りの評決について 73 Harv. L. Rev. 729 (1966), 43 N. C. L. Rev. 123 (1964).

(16) 366 U. S. 599, 81 S. Ct. 1144, 6 L. Ed. 2d 563 (1961). りれについて 48 Minn L. Rev. 1165 (1964).

(17) 374 U. S. 378, 83 S. Ct. 1790, 10 L. Ed. 2d 965 (1963). りれについて P. G. Kauper, Schempp and Sherbert : Studies in Neutrality and Accommodation, 1963 Religion

and the Public Order 3 (1963) がある。

また州の日曜立法については、連邦最高裁判決(Gallagher v. Crown Kosher Super Mkt., Inc., 366 U.S. 617 ; Braunfeld v. Brown, 366 U.S. 599 ; Two Guys from Harrison Allentown, Inc. v. McGinley, 366 U.S. 582 ; McGowan v. Maryland, 366 U.S. 420 (1961)) が出された結果として、これらの立法が一般に有効な法律として容認されてきている。その理由は、日曜立法が宗教的立法(State v. Rogers, 200 A. 2d 740, (N.H., (1964)) というよりは公衆の健康、福祉の促進を目的とした、特定の宗派に偏よらないもの (Richards Furniture Corp. v. Board of County Comm'rs, 233 Md. 249, 196 A. 2d 621(Md., 1964) ; Gem Stores, Inc. v. O'Brien, 374 S.W. 2d 109 (Mo., 1964) ; Clark's Charlotte, Inc. v. Hunter, 261 N.C. 222, 134 S.E. 2d 364 (N.C., 1964))、乃至は非宗教的なものと考えられ、これが州の警察権能の行使の問題とされるところにあるところにある。ただ、このような日曜立法の場合にも制定法が一部の産業を有利に扱い、他の関連産業を差別するような場合には (Rogers v. State, 199 A. 2d 895 (Del. 1964). 日曜日に理髪業の開業を禁止するもので美容師に不公平な利益を与えることとなっている)、または小売商人のうち特定の階級のみを差別する場合には (Terry Carpenter, Inc. v. Wood, 129 N.W. 2d 475 (Neb. 1964). 日曜休業法が二人以上の被雇用者を雇う小売業者をその対象から除外しているもの。裁判所はこれを不合理で差別的、階級的取扱いであるとした) には、裁判所はこれらを平等原則違反として違憲としている。

なお、日曜立法については John E. Donaldson, Freedom of Religion and the Recent Sunday Closing Laws Cases, 3 William and Mary L. Rev. 384 (1961). また古い判例については Johnson & Yost, op. cit. supra pp. 232-255.

(18) 321 U.S. 158, 64 S.Ct. 438, 88 L.Ed. 645 (1944). 同様にエホバの証人の文書配付を問題とした Marsh v. Alabama, 66 S.Ct. 276 (1947) について W. E. Aulgur, Right of Jehovah's Witnesses to Distribute Religious Literature upon Street of Company Town, 12 Mo. L. Rev. 61 (1947).

(19) 319 U.S. 624, 63 S.Ct. 1178, 87 L.Ed. 1628 (1943).

結び

いうまでもないことではあるが、我々はメイフラワーに始まる合衆国の歴史を、キリスト教を抜きにして語ることができない。ダグラスが「我々は宗教的な国民であり、その制度は至高の存在

を前提としている」と述べた（Zorach v. Clauson, 343 U. S. 306 (1952)）のはこの意味で自然であった。修正第一条がいかに国家と宗教の分離を定めていようとも、右の言葉に集約された建国以来の歴史的経緯を無視することは許されないのである。修正一条の他の側面、すなわち、宗教活動の自由を保障する規定は、この意味で分離条項に先立つもの、とさえいい得る。

一七九一年の修正第一条は、両者の分離の要請と宗教活動の自由の要請を同時に、同位に認めたところであるが、右に述べたところからいえば、後者が優先する性質のものであり、前者はまさに後者を保障する役割を果すところに存在意義があったのである。いわゆる制度的保障の一形態であること、「序」において触れた。本稿が「アメリカ合衆国における政教分離の原則」と題して、もっぱら前者の条項の意味を明らかにしようとつとめたのも、このような宗教の自由を最大限保障するための制度の意味を明らかにしようとしたところにあったことはいうまでもない。

この場合、この制度の具体的意味が裁判所における有権的解釈に大きく左右されるところから、判例の変遷に重点が置かれてきたところであった。具体的な救済が裁判所の解釈に待たれる以上、そしてとりわけ判例法国における法理を明らかにする以上、このことは当然であるといってよい。もとよりこの点、思想史的、乃至学説的位置づけの追求を無視するものではないが、この点は第二章四節に述べた修正一条に対する解釈、その他の部分を除いて正面からは十分に取りあげてはいない。従ってこの面での発展の経過については、別稿「政教分離の研究と研究者―アメリカ合衆国における展開―」（北海学園法学研究七巻二号、一九七二年）にゆずっている。参照をいただけると幸いである。

このように、分離原則の形成が有権的解釈に大きく負う以上、裁判所が問題を取りあげることが何よりも強く要請される。本稿では判例の検討を中心としつつも、この点は第三章四節での最近の立法で一部触れたにとどまる。従ってこの面での体系的な把握は、別稿「アメリカ合衆国における国教条項と原告適格」（北海学園法学研究五巻二号、一九七〇年）において試みられている。あわせて参照いただけると幸甚である。